

平成28年第1回(3月)定例町議会

(第2日 3月2日)

平成28年第1回(3月)西伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年3月2日(水)午前9時30分開会

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 2 号 西伊豆町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第 3 議案第 3 号 西伊豆町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4 号 西伊豆町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2 4 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について
- 日程第 6 議案第 5 号 西伊豆町教育委員会教育長給与等に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第 6 号 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第 7 号 西伊豆町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第 8 号 西伊豆町税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 10 議案第 9 号 西伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 11 議案第 10 号 西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 12 議案第 11 号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する経過措置に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 13 議案第 12 号 西伊豆町温泉管理条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 14 議案第 13 号 平成27年度西伊豆町 一般会計補正予算(第7号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	山本智之君	2番	芹澤孝君
3番	高橋敬治君	4番	加藤勇君
5番	山田昭男君	6番	山田厚司君
7番	西島繁樹君	8番	星野淨晋君
9番	堤和夫君	10番	山本榮君
11番	増山勇君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	藤井武彦君	副町長	八谷達男君
教育長	宮崎文秀君	総務課長	高木久尚君
企画防災課長	杉本功君	窓口税務課長	高木君人君
健康増進課長	白石洋巳君	環境福祉課長	鈴木昇生君
産業建設課長	佐久間明成君	観光商工課長	松本正人君
企業課長	村松圭吾君	会計課長	藤井すわ子君
教育委員会 事務局長	高木光一君		

職務のため出席した者

議会事務局長	山本法正	書記	山本文彦
--------	------	----	------

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（堤 和夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（堤 和夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

一般質問

議長（堤 和夫君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し町長に反問権を付与しています。

芹澤 孝 君

議長（堤 和夫君） 通告4番、芹澤孝君。

2番、芹澤孝君。

〔2番 芹澤 孝君登壇〕

2番（芹澤 孝君） はい、おはようございます。

では通告にしたがって、配食についてと介護保険について、それで地域支援事業について、学童保育について順次読み上げたいと思います。

まず配食について。

（1）現在の配食の事業形態について、

平成27年度より、当町では、配食サービス事業の見直しを行い、配食サービスの委託業者

を変更することになり、委託業者変更により、事業費を約 1,000 万円削減することができました。これは、大変な功績であります。しかし、総事業費を大きく削減したことにより、配食の品質、サービスの低下がないかが懸念されます。現在の配食のサービスの事業形態は、どうなっているのかおたずねします。

配食業者、単価、安否確認、配食回数、配食の流れなどについておたずねします。

(2) 配食利用者の利用者負担の見直しについて。

配食の事業の見直しについて、事業費が飛躍的に下がり、それにより配食 1 食当たりの単価も下がったわけです。これにより、利用者負担を見直す考えはないのでしょうか。

2、介護保険制度について。

(1) 介護保険制度の点検体制について。

介護保険制度を将来にわたって安定した運営をしていくには、制度に関連する各組織を点検する体制が必要です。当町における体制としては、西伊豆町地域包括支援センター運営協議会、西伊豆町地域福祉検討協議会があると理解しています。これらの 2 つの組織は、どのようなことを行っているのでしょうか。それとその他に、何か点検する体制はないのでしょうか。

(2) 介護保険一号保険者の保険料の抑制について。

平成 27 年は、介護保険事業制度の 6 期目のスタートになりますが、介護保険の増加を抑制するために、次のような制度改正が行われました。平成 27 年 4 月より、介護報酬平均 2.27 パーセント引き下げられ、特養入居者原則、要介護者 3 以上となり、施設における多床室の居住負担変更などがあります。平成 27 年 8 月からは、介護サービス料を一定以上の所得者は 2 割負担に引き上げられ、介護施設での居住費・食費の基準の厳格化、高額サービス費上限額引き上げ、それで高額医療・高額介護合算制度の限度額変更です。

当町では、28 年度より 1 号保険者の保険料を大幅に引き上げることを予定していますが、27 年度に行われた制度改正は、この保険料を抑制する効果はなかったのでしょうか。

今回の保険料引き上げにあたって、その他保険料抑制について、考えた方法はなかったのでしょうか。

3 . 地域支援事業について。

(1) 新しい支援事業の開始の進捗状況について。

法改正により、平成 27 年 4 月より 2 年間の経過措置を設け、要支援に対する予防介護と予防通所介護のサービスが、介護保険給付事業から地域支援事業に移行します。

これにより、地域支援事業はサービスの内容、料金を市区町村が自由に決められることになるので、各市区町村の体力差でサービスの内容、料金に差が出るのが予想されます。

各市町村の移行時期は、平成 27 年に 114 か所、8 パーセント、平成 28 年度に 19 パーセント、平成 29 年度には 73 パーセントの予定と報道されています。圧倒的に、29 年度移行を予定している市町が多いですが、その理由は受け入れる準備が整わない市区町村が様子見のためです。

期限まであと 1 年となりましたが、当町における新しい支援事業を開始する準備の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

(2) 新しい地域支援事業が介護保険制度に与える影響について。

新しい地域支援事業が、介護保険制度に与える影響については、どのように考えているのでしょうか。介護保険会計の財政面、地域包括支援センター・介護従事者の業務内容などについてお聞きします。

4、学童保育について。

町は、新規事業として 28 年度より学童保育を実施予定としております。子育て世代に対する支援として対象児童を持つ親に通っては、朗報であります。期待するところが大きいと思います。新規事業である学童保育の運営体制は、どのようになるのでしょうか。実施場所、支援員の確保、用地、予算、送迎などについてお伺いします。

以上です。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） おはようございます。

芹澤議員の質問にお答えします。

1 番目の配食についてでありますけども、現代の配食の事業形態ですけども、伊豆の国の業者へ委託しております。単価は、1 食 650 円です。配食回数は、土、日、祝祭日、年末年始を除く昼と夕食であります。安否確認のため、本人渡しが原則となっております。2 番目

の利用者の負担の見直しですけれども、今、これは検討しております。どのぐらいの負担割合にするのか、これからの課題でありますけれども、何とかしたいというようなことで、検討は、はじめております。

2番の介護保険制度の1、制度の点検体制ですけれども、包括支援センター運営協議会は、適切な運営、公平、中立性の確保等を図るために設置された協議会です。地域福祉検討協議会は、地域福祉施策の契約策定に関することを協議、検討するために設置された協議会です。点検は、町及び県が実施し、議会に報告し、点検承認をいただいております。

2番の1号保険者の保険料の抑制ですけれども、27年度の制度改正は、前年度と同じ条件で比較すれば、給付を抑制する効果はあったと考えています。また、保険料を値上げにあたり、抑制方法としては、予防事業の充実に、今まで以上に力をいれること、ケアプランの点検等の給付費適正化を推進することを検討しています。

3の1、新しい地域支援事業の会社の進捗状況ってことですが、今あらゆる角度から検討を行っております。

2番の新しい支援事業が、介護保険制度に与える影響でありますけれども、保険給付費事業から地域支援事業に移行しても、財源構成は同じであるため、介護保険会計に与える影響はほとんどないものと思われま。また、事業者等に与える影響は、新たな事業所の指定を受けることや、サービス内容により請求先が変わるため、事務処理が煩雑になるものと考えています。

4番の学童保育についてでありますけれども、実施場所は、仁科小学校の1階を予定しております。従事者は保育士や教諭等の資格者1名を含む2名を配置したいと考えております。送迎については、今のところ考えておりません。以上で壇上での答弁を終わります。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 配食のことについてお聞きしたいけれども、これは1,000万円も削ることができたのは、大変な努力されて、みんな検討されて健康増進課ですか、がんばったと思います。それで何でこの業者に決まったのかっていうことをお聞きしたいと思いますけれども。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） この業者に決まった背景には、近隣等でも配食をやっている実績がありました。あとその大量に作って配達をしているため、1食の単価が安価になります。で、契約期間としては単年度で契約しております。

以上です。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） これは、いろいろ考えると、あれですかね。地元のね、業者を使うっていう手もあったのではないかと思うのですけれども、この地元の経済は、潤すってことも。それで1,000万円もまだ事業費落ちる訳ですよ。そういうことは考えなかったのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） その件につきましては、一番、最初に地元の業者っていうことを考えまして、地元の弁当屋さんに聞いたりもしましたけども、配食の食数や見守りの関係もありまして、地元では対応できないということで、その業者に決定しました。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） これはあれですか、全国的に、このやっている業者で有名なところですけれども、この病人食とかね、おかゆとかそういうのに対応できるのとかね、そういうのに対応しているのでしょうか。それとあとだいぶ遠くから運んでくるのだから温度管理とか、食事の。それと例えばあまり想定できないのだろうけど、大雪なんか降った場合、じゃあ船原峠だったら通行止めになった場合は、じゃあどうなるのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） はじめの質問ですけれども、今現在は普通食のみです。で、28年度の予算の方には、一応減塩食って格好で、成分を調整しました食事を想定して、予算を計上しております。で、あと配送につきましては、今現在は、船原峠のグリーンヒル、あそこら辺で、長岡の方から弁当屋さんが持ってきてまして、こちらから配達に行く人がそこで、ちょうど受け渡しを行って配達はしております。で、あと温度管理につきましては、通りあえず弁当屋さんの方がそれなりの体制で持ってきますけれども、こっち、軽の車で配送していますので、そこまでは考えておりません。で、あと船原峠が雪で通行止めの場合は、戸田回りとかそこら辺の手段は考えております。以上です。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） じゃあ、戸田は通れなかったらどうするのだってことになるのだけれども、そこ言たって水かけ論になるだけで、そうだけこの配食の、利用者負担についてですけれども、これだいたいちょっと元に戻ってこのあれですか。500円というのが、西伊豆町在宅高齢者負担介護予防、地域支え事業の要綱で500円に決まっているのですよ。ここで、500円って決めるのはどうしてでしょうか。わかります？

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） その金額は、当時は妥当だと思ってそれを引き続きでやっております。

議長（堤 和夫君） 芹澤議員に申し上げます。

第1点に関して質問3回以上、超えておりますので次の2番の配食利用の方に

2番（芹澤 孝君） 2番に入っています。

議長（堤 和夫君） 2番に入っています？はい。じゃあどうぞ。

芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） それで、ちょっとそこの配食のその利用者負担を、考えているということと言われましたけれども、一般的に今まで計算すると、いくらだったっけ。今までは、27年度は650円も、町から補助していたわけですよ。1食当たり単純に計算するとね、1,340円1食かかっている、それで、今回は650円になって、町の負担、補助ってのは150円になった訳ですよ。随分下がっちゃったんですよ、補助が。

そうすると、だいたい配食の利用者負担というのは、ですか。材料費プラス調理費っていうことがだいたい原則ですよ。そうすると650円原価のものに、500円っていう調理費と材料費ってことはないですよ。だって業者の利益、人件費ね、考えると500円材料費とか、何ですか。調理費にかけられるわけがないですよ、

それと、だいたい他のところを見ましても、配食のだいたい半分を市町が補助するというのがだいたい常識の線ですよ。だからそういうことを考えると、もっとずいぶんというか、どれくらい下げつものなのか分かりませんが、ちょっとその辺考えて、どのくらいの線というのは考えた線はあるんでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 質問の内容はちょっと分かりませんが、町としたら今検討している。それでこの業者がいくらかかろうと、これは、業者の努力ですか。それで安くなるし、そのようなものですから、私たちは、芹澤議員が言われた1,000いっぺんのものを、もっと安いところはないかということで、この業者を探して、同じようなサービスができるということであれば、安い方がいいということで、この業者に決めたわけです。

これは、こんなこと言うと怒られますけれども、とりあえず町の出費を少なくしようというのが第1の目的でした。それから、これだけ安くなったのであれば、ちょっと利用者にも少し還元してもいいじゃないかなという議論が出てきまして、今、検討しているということでもあります。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） では、下げられるってことで検討中ってことは下げてくれるのだと思って期待して、それでは、次の質問に、いきたいと思います。

介護保険制度の点検ですけれども、このさっき言われたあれですか。福祉協議会と包括支援センター運営協議会については了解しました。その他の、ところで、チェック体制っていうことで、この第5期介護保険事業計画の中で、介護保険給付適正化事業として、介護者の不正請求防止がサービスの質の向上を目的とした指導や、利用者に対する介護保険サービスの適正を図るとあってですね、その課題として十分な効果が上がってないってありますけれども、この現状は、どうなのでしょう。そしてこの事業のチェック体制は、どうなっているのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 今おっしゃいました、介護給付費の適正化につきましては、先ほど町長がおっしゃいましたケアプラン、介護を受ける人たちは、皆それぞれがそれぞれの計画をケアマネさんが作ってきます。それについて町の方では、そのサービスが過剰でないとか、余分なサービスがないとか、そこら辺をチェックはしております。まあ全部チェックしきれていないのが、現状でございますが、新規とか変更で内容が大きく変わった人につきましては、チェックをしているつもりであります。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 今いわれたそこなのですよ。介護、介護プランがとどのつまり、この介護保険の大元になるわけなのですから、それで去年、26年度のこの高額介護サービス費対象件数ですか、これは、年間2,034件ですか、月にすると170件もあるのですよ。それで、ことはそれだけ利用、一定の額をある限度額以上超していることになるわけですよ。それで、このケアプランは、策定するのはケアマネージャーというのは、どこかのね、事業所に皆、所属してるわけですよ。そうすると、その事業所に所属しているそこに雇われているのだから利益を出すために、何ですか。個人の負担額、負担限度額までいっぱいまで、何ですかね。プランを策定するというのが、だいたい一般的であると聞いています。そうすると、これ私が思うのは、利用者限度額いっぱいまでやるというのは、その利用者が望んで、負担限度額もいっぱいまで使うということであればいいのだけれども、利用者が望んでないサービスまで、さっき言われた過剰なサービスがないかということ、行われていることはないのかと、その辺のことを、チェックする体制というか、それはどういうふうに行っているのでしょうかね。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 今、課長が申しあげましたように、これからは、そういうチェックをしっかりとやっていかなければいけないと、今、介護保険料を28年度から上げたいということであれば、やはりそういうものもちゃんとチェックして、業者を指導していく。ケアマネージャーですか。そういうプランを作成している時に、ちゃんとやってくださいというような、何ですか。ケアマネージャーに対するこちらからの啓蒙ですか。そういうものをやっていかなければいけないと。今まで、ちょっと私たちも手ぬるいところはあったと思います。それは、反省しなければならない。そういう中で、今後どのようにして、この介護保険を国民健康保険もそうですけども、予防という面でプランという作成、そういうものを作成する段階で、どういうふうにしたらいいのか。その辺は、今からの課題だと思っております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 今現状としたらあれですか。年何回ぐらいね、ケアプランをチェックする。誰がチェックするというシステムはあるわけですか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 先ほどおっしゃいましたように、新規申請、介護とかになっていなかった人が、介護になりまして、サービスを使う時には、役場の方へとケアプランを持ってきます。その時、介護保険係の方でチェックはしております。あとは介護度が大きく変わる場合、例えば要介護1から要介護4とか5っていうふうに、重くなっていく場合もサービスが増えるっていうのは分かっていますので、そこら辺については、確認をさせてもらっております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 実際問題、このケアプランのチェックというのは、どこの町でもほとんど行われてないのが現状なわけですけど、この平成27年4月に介護保険制度のあれですか、変更により設置義務になった地域ケア会議というのができましたよね。設置努力義務ですけど。これここでケアプランをチェックしている自治体もあるらしいんですけど、これは全然作ってないんでしょうか。地域ケア会議と言うのですか。設置努力義務というのだから、まだ、努力だからできなければしょうがないということでしょうけど。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 地域ケア会議につきましても、今後というか、その介護保険法の改正の中で、新しく事業が包括的支援事業とかいろいろ新しいメニューが入ってきていますけれども、その中の1つとしまして、今までは、必ず設置しなければならないものでもなかったのですけれども、今後、包括ケア会議が追加になってきましたので、それは、その時期までに設置する予定でございますが、その中で、ケアプランの点検をやる市町もあるかもしれませんが、今現在、どういうことをやるということは、まだ考えておりませんので、検討の1つとしたいとは思っております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 次にじゃあ、第1号保険者の保険料抑制についてですけど、昨日ちょっと保険料の負担割合について出ていましたけれど、国が25パーセント固定ということはないのですよね。これ、調整交付金というのはあるのですけど、これそれで当町のように高齢者が多く、高齢者の所得水準が低いという場合は、保険料を抑制することで調整交付金を、標準5パーセントのところを、当町あたりは7.23パーセントもらっているわけですよ。それ

で、この1パーセント違うとだいたい1年間で1,000万円以上違うから、これが大きく保険料に跳ね返ってくるということなんのですけど、これ見ていると、この当初予算段階だと6パーセントだけれど、決算だと、7.23パーセンという数字が出ているのだけれど、これ当初予算の時、低く見積もっていることはないでしょうか。これが低く見積もられているということは、保険料が高くなるということになりますよね。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 調整交付金というのは、国の方で、予算措置して入ってくるわけですけれども、例えば、今年度の場合ですと、国が4,850億円、予算措置しておりまして、それを全国の市町で分配するような格好になっております。中身的には、先ほどおっしゃいましたように、市町村の努力では、対応できない第1号の保険料の格差を是正するために、この調整交付金が使われるわけですけれども、後期高齢者の加入割合とか、あと所得段階別の第1号被保険者の分布状況、低所得者が多いとかにより、入ってきます。うちのところがだいたい27から25の平均で7.36パーセント入ってきています。今年度の県下の平均の交付率が4.33パーセントですもので、西伊豆町はかなり県下でも多い方の調整交付金をもらっております。このことが実際確定するのが1月頃ですものなので、当初から多く見積もって見ましてそれがその年々によって、入ってくる金額が変わってきますもので、それを見込んで予算を策定しますと、入ってこなかった場合、大変なことになりますので、当初は、少なめに抑えております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 私ちょっと疑問に思ったのは、そういう考えもあるだろうけれども、その資料説明だと、1期3年の分をだいたい決算の7.2パーセンという数字で、だいたい見ているわけですよ。だけど当初予算だと6パーセント、これはどういうことでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 介護保険計画をその3年に一度作るわけですけれども、その時に国の方から今回の、例えば第6期だとすると、第6期は、調整交付金はこのパーセントで計上してほしいという指示があります。ですからその数字を使っています。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 次に介護保険特別会計のことですけれども、この27年度まで従来どおり、保険料抑制のために当初予算に支払準備基金よりです、基金の、一定額の繰入金があったわけですよ。しかし28年度になると繰入金は1円ってことで、ほとんど入れないということですよ。しかしですね、この28年度時点では支払準備基金は、だいたい12,000万円残るわけですよ。そうすると、この28年度と29年度に、この2,000万円を振り分ければ、だいたい1200円ぐらいは保険料抑制できるのではないかと私は思うのだけれども、そしてこの支払準備基金27年度6期の計画時点では、3,200万円取り崩して、27年、28年、29年に入れると、繰り入れると。それで保険料抑制に使うという計画でしたよね。しかし、その途中で、28年度でありながら、繰り入れをやめたということです。これ支払準備基金を従来どおり保険抑制のために、使うことではなく、予算不足発生した時だけに、使うということに方向転換したのだと思うのだけれども、何で方向転換したんでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 支払い不足のためじゃなく、結局は、その保険料抑制のために使うわけですけれども、準備基金からの今回の約2,000万ですか。それにつきましては、28年度、29年度の2か年で2,000万を使うような格好で考えております。単年度、最初の1年目から2,000万円を入れ込みますと、多分感覚的には、普通28、29と上昇していくような格好で見えています。3パーセントぐらいの給付費も伸びるだろうという推測の中で行っておりますので、28年度から基金を入れ込みますと、今度は、29年度の予算が組めなくなる恐れがあります。それで、保険料を今回も上げらしてもらう予定、保険料の上げた分を入れ込めば、基金から、通りあえず28年度は投入しなくても会計が回るもので、1円という格好にしております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） このちょっと提案ということで、この介護保険料の抑制ってことで、述べさせていただければですが、介護保険、計画期間中3年間原則保険料は変更しないということが決まりなのですけれども、今回のように、不測の事態になった場合は許されるわけですね。当局もいろいろ模索して、これに対応するために、財政安定化基金はどうだということをも最初は考えたと思います。しかし財政化安定基金は、単なる値上げの先延ばしという結

果になると、それで、一般会計の法定外繰入は、法的には禁止されてないし、罰則規定もないんだけど、県から止められたっていう経緯があるわけですよ。打開策をいろいろ探ったと思いますけれども、保険料値上げしかないということに踏み切ったのだと思いますけれど、この介護保険制度について、寄付金を入れるってことは検討したのでしょうか。これは問題ないと思いますけど。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それも、ふるさと納税をこういう目的基金にしてやったらどうかという話も、検討はしました。それもちょっと難しいということでやめましたけれども、あらゆることは考えたつもりであります。ただ、今、芹澤議員が言ったように、町としても何とか値上げを抑制する方法、これは考えております。それで今介護保険だけじゃなく、住民の皆さんが料金として払うのが、国保、水道等があります。そういうのも一緒になって考えようと、総体的に考えて、いっぺんにそれが値上げしないように緩やかな値上げ、値上げしないととてもやって行けませんから、それも、緩やかな値上げで住民の方々に急激な負担がかからないような方法を取ろうということで、町の中でも、国保と介護と企業課ですか、料金の話し合いをしたり、また協議会を一緒にやって理解を求めたり、いろいろな手立ては打っているつもりであります。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） しつこいようですが、じゃああの寄附金を入れるについては、どういう問題があったのでしょうかね。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 寄附金でも財政上、県とかに出る数値の中では、繰出金という扱いになります、それは一般財源だろうが、ふるさと納税の寄附金だろうが、同じ扱いということですので、今回、断念したということでございます。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） それは、県の方にも確認したわけですね。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） それは確認しております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 次に、保険料を抑制するってことで、抑制するために、介護保険を近隣の町と、広域したらどうかという提案なのですけれども、そもそも、この今回の介護保険での値上げの主な要因を考えみるということなのですけれども、住所地特例ですか、これによる介護者増なわけですよ。ということは、その要因というのは、2015年より有料老人ホームも住所地特例の対象になったということと町内の特養の施設の入居者が、町外者が町内者に入れ替わったということがあって、急激に介護費用が増えたということなのですね、これらの数を正確に予測することはできないということで、これは、不測の事態で誰の責任でもありませんけれども、この介護保険の広域化が行われればですが、このような住所地特例による影響というのが、避けられると私は思うわけですよ。それと広域化によってです、事務費軽減、スケールメリットによる財政安定化のメリットがあるということで、この近隣の町との広域化については考えられないでしょうか、どうでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 国民健康保険については、ご存知の通り平成30年度からの広域化がはじまりますが、介護保険については、今現在、国でも県でも広域化っていう話は全然一切出ておりません。で、例えば、近隣の市町と一緒にってということだと、多分近隣の市町も今回うちのところが、仮に5,800円に保険料を上げたとしますと、一番高い保険になってきますので、どこの市町も高いとことはくっつきたくはないと思います。安いとこ同士だったら別にいいと思いますけども、そんなような状況だと考えます。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） この近隣の市町とね、広域化するってことは、国も進めてるいのですよ。それで、この保険料をね、枠内で統一しなくてもいいんですよ、これ、そういう例はあるわけですよ。それでやっているところあります。

それで次に、地域支援事業の開始についてですけどね。

議長（堤 和夫君） 芹澤議員、質問中ですが暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時16分

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） さっき地域支援事業、支援事業の開始の準備についてですけど、ちょっと私の期待していた方面の答えが全然なかったわけですけど、これは、要はあれですよ。ボランティアとかNPO使って、この事業の、事業っていうか介護予防の、経費を下げたいってことなのですけど、このあれですかね。このボランティアとかNPOの育成っていうかめどっていうかありますか？

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 今度、平成29年の4月からはじまる新しい総合事業の中で、要支援1、要支援2の通所介護、訪問介護が、介護給付から地域支援事業に移行するって中で、国としては、今までのその全国一律の金額から、各市町でお金をこう下げたりとか上げたりできるような格好を考えています。その中で下げるってことは、その今おっしゃいましたボランティアとかいろいろな民間の企業とかが、参画できるような格好になってきますけども、今現在、うちの町では今後、包括の方と相談してくわけですけども、そういう該当の事業所はないと思っています。で、あるとするとシルバー人材センターあたりがどうかなってというような考えであります。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 確か去年だと思いましたが、質問させてもらいましたが、この高齢者ボランティアの人材育成をやっていると言うんですけど、この辺は、じゃあ全然進んでないわけでしょうかね。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） そちら辺のボランティアにつきましては、29年の4月から事業がスタートするわけですけども、継続的に検討の中で、地域のボランティアとかサロンとかも、そういう事業に入れるかどうかというのは検討していきたいと思っております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 次にじゃあ、あれですか。新しい地域支援事業介護制度に与える影響ですけれどね。この今回、予防訪問介護ですか。それで予防通所介護は地域支援事業の中に入るわけですよ。新しい総合事業の中に移行しますが、これ地域支援事業ってのは、この事業の限度額があるわけですよ。決められた枠が、ね。そうするとこの場合によっては、限度額を超えるってことを考えられますけれどね。これ、まだちょっと先の話なのだけど、じゃあこの限度額を超えた場合はね、じゃあどういふふうに対応するのかと。じゃあサービスを打ち切るとかね、サービスを限定するとか。いやそんなことはしませんよ。ちゃんと事業費を上乗せしますよっていう考えなのか。その辺はどうでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） それにつきましては、まだ先の話ですもので、まだ考えておりませんが、今現在のところ対象者となる方が、だいたい70名程度です。だもんで、事業費的にはそんなに上がるとは思っておりません。

2番（芹澤 孝君） じゃあですね、この、新しい制度に移ってですね、たいがい今さっき言われたように、ボランティアがほとんど期待できないと、NPOも。当町のような場合はね、そういう場合、従来どおり事業者さんで行くわけですよ。ということになると、国としたらサービス単価を下げろってことで、もう今までの料金より、今までの料金を上限として、それよりは下げなさいよってことですよ。しかし、これ下げられたらね。新規の事業者さんとしたら困ると。新しい利用者は、下げられたのでは、新しい利用者はね、受け入れませんよってというようなこともね、おきると思うんだけど、この辺についてはどう考えますかね。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 今度その新しいサービスになりまして、今の介護保険の事業所がありまして、それとは別個に、今の事業所がそのまま地域支援事業の方へと移行してくる、相当サービスっていうのがあります。それが国の金額を上限として、それ以下の金額にしなければという部分で、あとは先ほどおっしゃいましたボランティアの部分とか、3パターンぐらいの事業所が設定できるようにはなっております。あと、だからその、仮に今サ

ービスが断られたっていう場合も想定できますもので、そこら辺は事業所の方と相談の中でやっていきたいと思っております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 今、その問題になっているのですが、単刀直入に聞きますけど、この事業、利用者ね、介護報酬をね、この部分については下げるつもりがあるのかどうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 今度、事業になりますと、介護報酬から事業費っていうか、事業単価っていう格好で1時間おいくらとかの単価に変わってきますけども、そこら辺は近隣の市町の状況も見ながら、うちばかり安いってわけにもいきませんので、町政の中でやっていきたいと思っております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） じゃあ次に学童保育について。

これさっき言われましたけど、仁科小学校の1階を使ってやると。じゃあ、なんで、仁科小学校だけだと。じゃあ他のところ、田子とか賀茂ではやらないのかと。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） すべての小学校に配置できればベストであるというふうには思っております。しかしながら、支援員の確保、それから空きスペースの確保、そして保護者のニーズ数、学校統合等と、さまざまなことを勘案した中ですね、子ども子育て会議の中で検討した結果、町内に1か所ということになりました。場所につきましては、保護者のニーズの一番多かったところ。それから教室が確保できるということで、仁科小学校に決定をさせていただきました。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） じゃあ、支援員とスペースが確保できれば、やるってことですか。予算は全然関係なく。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それはやはり芹澤議員、各地へと全部やれ、平等にすることは無理ですからね。それは。それはどっかよくなればどっか悪くなる場所も出てくると思いますよ。

それやりだしたら全部同じようなことを事業を、各地区でやんなきゃなんなくなるというふうになるものですから、一番今やって効果が上がるよ、また金額面がそういうことであれば費用対効果ですか。そういうものを考えて、やれるところからやってくということでありま、すから、今芹澤議員みたいに、仁科ばかりじゃなくて、他のところへやるということになると、他の事業についてもそういうこと言えますから、そういうことないように、やれるところ、今、局長が話しましたように、現状が、可能性のあるところ、そういうところを選んで、それで町の方のお金とか何とかも、いろいろ勘案した中で、そういうもの、どこが一番先に優先してやるかということを決めてやっておりますから、別に全部を一緒になってやろうって気は、今のところありません。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 今のですね、ニュアンスだと優先して仁科をやるってことじゃ、他のところもやるっていう気持ちはあるのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 他のところ、今のところありません。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） じゃあですね、この学童保育のですね、情報提供についてはね、どうなっていますか。この父兄に、父兄。特にこの小1の壁って言われる親御さんたちに対する情報提供は、できるだけ早い方がいいと思うですけども。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 本議会の方で、予算措置をしていただけるようであれば、早急に4月中に広報等で保護者の皆さまにお知らせをしたいというふうに考えております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） じゃあ、ちょっとこれまとめてね、5つ目ばかり聞きますけど、学校側に連携なり協力を求めてね、負担が増すようなことはないか。それとですね、この、今回やる仁科小学校についてはですね、宿題をする子、疲れて寝てしまう子、その中で遊んでいる子とかね、いろいろな状況が考えられるわけですよ。それらの子が邪魔にならないよう

なスペースが、取れるか。スペースが十分かってことです。それと低学年の迎えについてはどうか。さっき考えてないって言ったけれども、冬場なんかもう真っ暗になるからですよ。その小学生なんかもどうするのだっていうことで、こちらをやれというわけじゃないですよ。だから親御さんに向かえに来てもらうようにするかと。その辺のことは検討する必要があるのではないですかね。その辺はどうするかと。それで、お腹も空くからね。じゃあおやつはどうするのかということですよ。あと最終的によくこの学童保育で、怪我をする子が多いって話ですけど、この災害保険はどうするのか。この5つ、お願いします。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 保険とか何かの件については、事務局で答弁しますけども、サービスをたくさん受けたいということになると、負担も大きくなると。町でやるサービスっていうのは最低限のものをやらせていただきたいと。それ以上のものを芹澤議員、望むのであれば、それは費用が、予備おやつとか何とかの分は取ってあることがちょっと分かりませんが、もしそれが足らないということになれば、もっと負担が多くしてもらって、出すとか。いろいろそれは、要求に対してある程度の負担は、していただくようになると思います。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） まず1点目の学校への負担が大きくなるかというふうにつきましては、大きくなることはないというふうに考えております。それから、スペース的な問題につきましては、法定で定められたスペース以上は確保しておりますので、そちらも問題ないというふうに思っております。低学年のこの迎えにつきましては、基本的には保護者の方に心配があるようであれば、迎えに来ていただきたいというふうに思います。それからおやつ、保険代につきましては、保護者の方に軽負担をしていただきまして、おやつの提供、それから保険にもかけるということは考えております。

以上です。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） これで、最終的には、金銭の問題に、利用者料金についてですけど、この所得による、利用者負担金ですか。所得による減免とか、それ1人親に対する就学支援制度を使った補助は考えられますけど、この辺については、どう考えているのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 現時点では、考えておりません。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） じゃあ最後に、教育長にちょっとお伺いしたいんですけど、この本来放課後というのは自由時間なわけですよ。その中で学童保育やるっていうことは、自由時間で子どもたちは自由に遊んで、自分の意思で何をやるって決めるわけですけど、学童保育に行くと、大人によって与えられて、何でも宿題やりなさいよ。この遊びやりなさいよとか。そういうことがあって、与えられるっていうことが、上から与えられるっていうかそういうことあるわけですよ。そうすると、子どもの自発性が育たないっていう指摘がありますけど、このことについてはどうでしょうか。

議長（堤 和夫君） 教育長。

教育長（宮崎文秀） 元々、この学童保育という制度自体が、両親が共働き等で、子どもの面倒が見られないと。かぎっ子を作らないということが主な目的でございますので、まずそのところの子育て支援をするというのがまず大前提でございます。そのあと、私の子どもも、実は小学校の時に学童保育入れていましたけれども、小学校の中で、子どもたち同士も、遊びますし、あくまで、指導する人が常に指導するわけではありませんので、自発性という点については、これは別に学童保育に行こうが、子どもたち同士で遊ぶ方が、それについては差がないと考えます。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 以上で終わります。

ありがとうございました。

議長（堤 和夫君） 2番、芹澤孝君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。（0：52：44）

休憩 午前10時31分

再開 午前10時38分

増山 勇君

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告5番、増山勇君。

11番、増山勇君。

〔11番 増山 勇君登壇〕

11番（増山 勇君） それでは一般質問をいたします。

私は町長に、これまでの議会で西伊豆町第1次総合計画、今年度で終わり、来年度から新たな総合計画作らないかという質問をやって参りましたが、その中で町長は、そういった総合計画が作ることはないということとともに、今、政府が取り組んでおります、創生総合戦略、そして西伊豆町過疎地域支援計画で、5年計画でそれに変えるものであるということをお答えされております。そこで、今回質問は、まず第1に、西伊豆町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）につきまして、何点が質問をしたいと思っております。

政府の地方創生に基づき「ふるさと」と言いたくなる夕陽のまち西伊豆町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が、平成27年度中に策定される予定です。基本目標は、これは国が示しておりますけれども、地方における安定した雇用を創出する。地方への新しいひとの流れを作る。若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。時代に合った地域を作り、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連帯する、となっております。

また、人口減少の克服と地方創生を確実に実現するため、政策5原則（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）を掲げ、この趣旨をしっかりと受け止め、関連施策の展開を図っていくと、としています。そこで質問をいたします。

第1番は、この中に書かれております、安定した雇用を創出する点で、企業誘致。起業促進の項目では、共同研究事業により生み出された新産業数、1事業が目標としておりますけれども、現在どのようなものを想定しているのか、まずお伺いします。

で、2点目は、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を考える点で、町としても、独身の人、町民が沢山いるという状況を踏まえてですね、町として、婚活支援などを今後、町とし

て実施する計画はありませんでしょうか。

3点目は、南伊豆、西伊豆地域公共交通、活性化事業とは、具体的に何を考えているのか。

4点目は、先ほどありましたけれども、広域連携の取り組みについて。特に地域包括ケアシステムの構築とは、現在どのようなことを考えているのですか。

で、最後に、それぞれの事業に対する財源、よく言われますけども、国の新型交付金がそれぞれの事業に充当がされるのかどうか。その点をお伺いします。

2点目は、西伊豆町過疎地域自立促進計画（案）についてであります。

この計画については、これから議案として上がってきますので、その時また議論させていただきましても、まず第1に、総合戦略にありましたが、戦略にもありました。で、図書館の利用促進事業というのは、具体的に何を考え提案されているのか。

2点目は、生きがいデイサービスの事業現況、委託先、事業内容、利用状況は現在どうなっているのか。そして現在どうなっているのか、そして、現在の問題点は、どのように捉えているのかお伺いします。

で、3点目は、地域包括支援センターについてであります。町では、この地域包括支援センター発足当時から社会福祉協議会に事業委託して、実施しております。

私は、社会福祉協議会の事務所と離れていること、また最低の人数、3人体制で仕事量の増加や業務内容が多岐にわたるなど、現体制ではその対応に苦慮されていると思います。もちろん、現在行政も関わってはいますが、住民のためには町が主体となり、本格的に事業展開すべきと考えますが、町長はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

以上壇上からの質問を終わります。

議長（堤 和夫君） 町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 増山議員の一般質問にお答えいたします。まず、最初に、増山議員、総合計画は作らない。けども必要があれば私は作るということは何度も言っています。ここで言葉を作らないで切らないように。ぜひ必要であれば作ると言っていることを付け加えていただきたいと思います。

それでは、まち・ひと・しごと創生総合戦略ですか。そのうちの1番の新産業についてで

ありますけれども、特定の企業は想定していませんけれども、どんな企業でも、この西伊豆町に合った事業であれば、来てくれる企業があればいいなというふうに思っております。

この婚活についてでありますけれども、支援っていうことを、どんな支援を増山議員は想定しているのかちょっと分からないものですから、今のところ考えていませんという答弁しますけれども、再質問でまた議論したいと思います。

3番目の南伊豆、西伊豆地域公共交通ですけれども、公共交通機関の交通網やダイヤを見直し、住民が利用しやすくなるようなことを考えております。

それで、広域連携の取り組みですけれども、各市町医療、介護の資源が少ない中、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防の充実などのために連携を考えています。

5番目の財源でありますけれども、どのような事業が、新型交付金の対象になるのか、まだ分かっておりません。それと、大きな2番目ですか。西伊豆町過疎地域自立促進計画の図書館の利用促進でありますけれども、県が認定した町内の子ども読書アドバイザーの活用を、今まで以上に活用していきたい。そして役場の本庁、支所出張所の図書館の貸し出しをしたい。

その他インターネット予約の促進や、図書館の魅力発信のため、図書館ホームページの改修など、改修ですか。改変ですか。を、検討していきたいと思っております。

2番目の生きがいデイサービスの事業の現状でありますけれども、仁科地区を対象に民間企業事業所に委託し、1月末現在で53回開催して、延べ699名の利用、また田子、安良里、宇久須地区を対象に社会福祉協議会に委託して、200回開催して、延べ2,691名の利用がありました。利用内容としては、ノートルや軽い運動等を行っています。現在のところ特に問題点はないというふうに認識しております。

3番の地域包括センターの協議会の事業委託の見直しですけれども、今のところ現状のまま進みたい、進んでいくというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） それでは、1つ1つ再質問させていただきますけれども、まったく今の段階ではどういう事業が分からないという答弁でしたけれどもですね、この共同研究事業と

というのは、想定はどことの共同研究を踏み込んで、こういうふうな戦略計画に載っているのか。その点だけお伺いします。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（杉本 功君） 今、考えられているのは、県内の大学との連携。それともう1つは国際学生ボランティア協会ですか。I V U S Aとの連携の中で、そういった研究事業で企業が生まれてくればと思っております。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 今課長は、県内の大学って言いましたけども、これは県内に限らず、他のところでもこういう大学があれば、そこといろいろな話し合いしていきたいとふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） それでちょっと町長にお伺いしますけど、以前、もうこの話題はなくなっただと思いますけども、魚の養殖で、マグロの養殖をする話もあったように聞いているのですけれども、そういった問題、問題っていうかそういうことはもう絶ち切れになったんでしょうか。

それと、今言っている大学との連携を想定しているということですけども、この町に、似合った、似合ったっていうか、この西伊豆町に、新たなその産業をおこすという点では、非常にいろんな意味での困難性があると思いますけれども、今ある企業をもっともっと応援していくという方向での取り組みはできないものでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） その前にあった、魚の養殖の話ですけど、町は乗り気です。ですけども、それを対応する企業が乗り気でないということで、今のところ絶ち切れみたいな格好になっております。

〔「町内」と言う人あり〕

町長（藤井武彦君） 町内の企業につきましても、どんな支援ができるのか分かりませんが、今でさえやっておりますから、それがどういう支援って、1つの企業に絞って支援することはなかなか難しいと思います。ですから、商工会なり観光協会なりと一緒にやって、

話し合っというてどういう支援ができるのか。それは、今考えているし、やっているし、考えていきたいというふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 次に、婚活の問題、問題っていうか婚活の、対策、町としてなぜ実施しないのか考えないのか。ということはですね、結婚っていうのはそれぞれの男女の出会いがあってはじめて知り合ってますね、そして、結婚に進むと思うのです。そういったことはですね、この西伊豆町でやはり出会いの場というのは非常に少ないと思うのですよ。社交の場っていうか、今の若い皆さんはどういうふうなことで出会いをされているのか。また独身者も、割合も高いのではないかと、わが町は、そこで、1つ参考じゃないのですけども、姉妹町の富士見町ではですね、今月の広報ふじみ見ましても、もう12回続けてスプリングプレミアムパーティー、もう出会いのイベント。もう12回目です。で、この中にも書いてあるように、毎回多くのカップルが誕生し、めでたくご成婚されたカップルも誕生していますと。こういうふううたわっております。まず始めないことにはそういったことができないと。以前町長に、やはり一般質問をした経過が、私ではありませんけども、同僚議員からされた時に、やはりその時も考えないと言われたのですけれども、現在ですよ、この状況で、こうした婚活、要するに出会いのパーティーとか名前はいずれにしる、そういったことを積極的に取り組む方策があって、しかりだ思うのですけども、どうでしょう。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 私、前に、答弁した時に、質問されて答弁した中におそらく私は、仮にそういう出会いの場を設けて結婚された方が、果たしてここで生活できるだろうかと。よそから来て、結婚して。それが一番問題だと思うのです。で、それが、解消できれば私はどんどんやります。けれど、今、現状では、結婚したらおそらくこの町じゃなくて他の東海道筋ですか。そういうところへ行って生活の基盤を設けるじゃないかなという心配はしております。ですから、過疎化に拍車がかかるじゃないかなというような、私は、懸念をしておりますもので、そういう出会いの場は町内同士のもの、また向こうから来てくれる方だったらいいんですけども、それが限定できないと中々難しいじゃないかなということで、私はやらないというふうに言っているのです。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 今言いましたですね、富士見町においても、条件として男性は将来富士見町に住んでみたいという方、条件が付いているのです。今町長の言われたように、西伊豆から他の町へ出るから心配だと、だからやらないのではなくて、いろんなこの町で、もちろん町内の皆さん同士でも、あるいは最低というのは変だけでも、長い間姉妹町である富士見町ともですね、こういったことで交流をして、わが町へ来てくださいという、やはり、PRも必要だと思うのですよ。これももちろん、まず、とりあえずじゃないけども、そういった条件を付ければ今言った、町長が懸念されているようなことは、私はないと思いますけどもいかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それは、増山議員は、そう思うわけであって、私はそういうふうに思っております。そして、今富士見町の話が出ましたけども、富士見町におきましては、交通の便、それとか企業、そういうものがあの町には沢山あります。そういうところで就職なり、また通勤にもある程度可能だという条件が、うちの町とは全然違います。そういう中でも、今、増山議員がおっしゃったように、ここに住む男性ですか。そういうものに条件付けると、またどうしたらと、数が。いろいろ制限が、来てくれる方が少ないじゃないかなというふうな懸念はしております。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） ぜひに、町としてやれないのだったら商工会なりですね、観光協会なり、そういった団体に働きかけてですね、そうした婚活を実施しないかという呼びかけをして、町主催じゃなくてそういった団体がやることについて、町が支援するという方法も考えられると思うんですよ。いずれにしろ、やはり、この通りわけ、地方ひと・しごと創生事業戦略については、結婚からはじめて子育て支援まで全部含めた形での計画というのがありますけども、一番肝心な男女の出会いという場所が、普通ほっといたらないですよ。ないというか、中々そういう状態にならないから、やはり、積極的にそういう働きかけは必要だと思うんですよ。もちろん町じゃなくてそれぞれの住民が、考えればいいと言えばそれまでですけども、しかし、どっかで音頭を取らないとこう言ったことがですね、前へ行かないと。

やらなければそのまま現状ですね、どんどん過疎化が進んでいくということも考えられるんですけど、そういう考えじゃないでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 増山議員は、最後に過疎化の歯止めとしてってというようなこと言いましたけども、私は前談の話を聞いた時、増山議員はこの婚活を、結婚させることを目的で話をしているのかなというふうに思っていました。私は、増山議員の話の中には、本当に過疎、この町に住んでいただくというような建設的な意見ではないと思っていました。ですから、増山議員は結婚だけさせればいいと、そういうふうな私は解釈しておりました。それであればもっと建設的な意見をぜひお願いしたいと思います。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 私はね、建設的な意見で、提案させていただいているのです。結婚すればいいのではなくて、わが町に住んでいただくことが条件なのです。これどこの町ですね、婚活もそういう条件をして、男女の独身の人たちをパーティーで、出会いを作るといことですね、ずっとこの間西伊豆町がやってこなかったということだけ、町長になってですね、今言った同じ答えが返って来ているもので、非常に残念です。逆に言えばね、そういう中ですね、どうしてこの結婚を奨励するかっていうことはですね、やはり町としても1つの方針、政策として持っていくべきだと、私は思うのですけどもいかがでしょうか。これもまったく個人にお任せということなのではないでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 今の段階では過疎を止めるための、そういう人口増減のための、婚活活動ですか。そういうものは今マイナスになるじゃないかなと私は思っております。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 町長、そういう考えですけども、決してそうではないということをご提案しておきながらですね、ぜひ、こういうことも、この戦略計画には、持っていただきたいのはいないんですけども、そういう婚活ってということではないですけども、先ほど言いましたように結婚から子育て支援ということで、幅広く、そして、まず、人口を増やそうと大きな目標があるわけですから。

それにはですね、やはり結婚していただいて、子どもを産んでいただくと、この西伊豆町で、子育て支援の方は今、町長なられてですね、医療費の無料化や今度の予算で、保育園、幼稚園の無料化、給食費の無料化などを打ち出してですね、支援をされているわけですから、まずその前段として、結婚ということ、ぜひ考えていただきたいと思います。

で、3点目のですね、この南伊豆、西伊豆地域広域交通活性化、今答弁いただきました、住民が利用しやすい事業だと。どういうことなのでしょう、南伊豆含んだ。私は前から言っている町内巡回や、あるいはいろんな高齢者の足を確保するという、そういう交通体系とはちょっと違うように思うですけども、南伊豆、西伊豆地域、地域公共交通活性化事業ということはですね、1つはですね、この、住民が利用しやすい事業というのは、もう少し具体的にどんなことを検討されているか、お答え願います。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（杉本 功君） まず南伊豆、西伊豆っていう、その言葉でちょっと勘違いすると思いますけど、これは沼津から下田までの公共交通のことを考えた、広域的な交通です。それで、その中で、電車とかバスの時間のすり合わせとか、そういう待ち時間を少なくするとか、利用者にとって便利になるようなダイヤの改正とか、そういうのをやりましょうというその計画を今作っている段階です。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） それは、あれですか、今ある民間、要するに民間のバス会社に対して働きかけていくのか。これ行政がやるということになるとですね、もっと便を利用しやすいようにするというのは、やはり事業費がかかりますからね。そういった面についての支援ということも考えて、こういう交通活性化事業っていうのは、今、検討されているでしょうか。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（杉本 功君） 県と交通機関と、それから観光協会とか市町、そういったので協議会を作って、今、この交通計画を作成しているところです。だから皆さん一緒になって考えているところです。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 1つはですね、要するにもっと便利になるってことは、1時間に1

本じゃなくて2本とか3本とか動くという、そういうことを想定してよろしいでしょうか。それには事業費がかかりますからね。そういったことを含めているのです。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それは、先ほど課長が答弁したように、ダイヤの見直し、そういう乗り継ぎとか何とかの利便性を考えることを、今、やっている、主にね。それで、今、増山議員が言うように住民が利用、もっと利便性で回数を増やすってなれば、それは料金も高くなる。そういうことになりますからね。それはいろいろなものを総合的に考えて、どういうものがやったら住民に便利になるのか。また、経費も安くて済むのか。そういうものを考え、今検討している段階であって、やるやらない、便を増やす、増やさない。そういうものを今検討している段階で、ここで答弁できませんけども、ただ、お金のかからないダイヤの編成ですか。そういうものについては、今すぐできることですから、それを優先して、今話をしているということであります。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） そうしますと、今民間業者がやっている、今でもですね、列車とかダイヤのですね、乗り継ぎとかで運行表を作っていると思うのですよ。今でもね。あんまりそれは変わらないのかなと、この検討というのはどういう目的のためにやるのかっていうのはね、ちょっとはっきりしないんじゃないか思います。それであえて、これに関連して言いますけども、西伊豆町だけじゃなくて、南伊豆、西伊豆、要するに西海岸ですよ。沼津も含めるって言いましたけども、わが町としての公共交通の確立ということ、本当に前質問したらですね、検討を、研究していますという答弁でしたけども、さらなる研究をして、実際に、わが町でも、そういった事業がスタートできるような方向にすべきだと私は思うんですけども、これとは直接は関係しないのでしょうか、しないのですね。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） とは、直接関係ありません。私は、その町内の公共交通の整備ってことにつきましては、学校が統合したあと、支所出張所の統廃合を含めて考えるってことは、何回も言っております。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） その点についてはですね、わが町高齢化が進んでいるわけですよ。1年ごとに年が上がりますからね。いやこれはね、公共交通という点ではですね、免許証の交付、返上ということも増えているわけですよ。そうすると、住民の足の確保ができない。町長の言う統廃合が先だっていうのがね、もうそういうが待ってられない現状があるわけですから、公共交通の確立ってということで、ぜひこの事業はですね、私は、切り替えて欲しいというふうに思います。これは、決議事項ではないのでね、戦略会議の中に、戦略計画に入っている奴ですから、あえて、言わせていただきました。

それであともう1つ、第4点目で、広域連携の取り組み、下田市含めた5町村でやる事業だというふうに伺っておりますけれども、特に地域包括システムケアの構築、先ほど言いましたように、先ほど答弁ありましたけれども、本来の地域ケアシステムっていうのは、これも国も示しているように、できるだけ住民の身近なところに作ってこうというのが当初の考えではなかったんでしょうか。というのは、中学校区単位で、そうした医療、介護、そういったもの、あるいは地域の協力、そういったものができるように作っていく、そして、それぞれの町によっては状況が違いますから、西伊豆に合った地域包括システムを構築すべきであって、これを広域でやろうなんていうのはちょっと乱暴ではないでしょうか。いかがですか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 地域包括ケアシステムにつきましては、今現在、広域で検討はしております。この中には、いろいろメニューがありまして、1つにつきましては、28年度から医療介護の連携の部分については、広域で実施する方向で進めていますが、その他認知症とか、生活支援の部分とかいろいろあります。これにつきましては、認知症の場合は集中初期支援チームを設置しなさいとか、あとその生活支援の場合はコーディネーターを設置しなさいとか決められておりまして、町単独では、人材的にも金額的にも設置できない部分もあります。で、どれぐらいの需要があるかも分かりませんもので、そこら辺が、果たして広域でできるかとか、市町単独でとか、あと例えばグループ、松崎町とか西伊豆町でとか、そこら辺を検討している状況ですもんで、地域包括ケア自体は、最終的には地域で行うものですが、それまでの体制づくりということで、広域で検討している状況です。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番(増山 勇君) この点、実は、明日ですか。これとは、医療と介護のシンポジウムというのは、明日、午前中に下田文化会館で開催されるということが、報告じゃなくしている、チラシでも回ってきていましたけどね。1つ1つ、これ3回目になるのかな。そういうシンポジウムやられるのは。この中でも、やはり西海岸、南、そして東伊豆、この地域を3つに分けて、そうした医療との介護、連携をしていこうという話し合いがされております。それとはですね、この、ここで言う広域連携の取り組み、地域包括システムケアの構築ってというのは関連性があるのでしょうか。その点だけお伺いします。

議長(堤 和夫君) 健康増進課長。

健康増進課長(白石洋巳君) 関係はあります。で、今やっている中で、だからその賀茂郡全域の広域でやった方がいいもの、グループ、松崎と西伊豆町で一緒になってやった方がいいもの、町単独でやった方がいいものというのを、検討している状況でございます。

議長(堤 和夫君) 増山勇君。

11番(増山 勇君) そういう点ではですね、わが町、西伊豆町としての地域包括ケアシステムを、やはりそこも先ほど言われましたように、考えていただきたいと。そこがやはり主体になって一緒になって行かなきゃならないものについては、広域でやるけども、身近なことについては、わが町で作っていくことが、大切だろうと思います。

それで第5番目ですけど、これは全体のですね、この西伊豆町、まち・ひと・しごと総合戦略ですか。これ、去年の国の地方創生によって、計画を作りなさいということで、作る金額は交付金で来ましたね。これ実際、これらを実施する場合にですね、果たしてこうした交付金に該当するのかわかっていうのをね、ほとんど、今の状況では分からないんじゃないかと思うんですけども、今、分かっている事業で、どんなものが、これに該当するのか、まずお伺いします。

議長(堤 和夫君) 企画防災課長。

企画防災課長(杉本 功君) 先ほどの答弁した通り、まだ分かりません。

議長(堤 和夫君) 増山勇君。

11番(増山 勇君) これ、まだ分からないということはね、ただ戦略、総合戦略を作っただけですね、これを実施するには、やはり当然財源が必要なのですよ。それぞれの事業が、

で、これ分かりませんっていうのはね、国がどこまで本当に、地方創生っていうことを考えているのかっていうの、疑わざるを得ないんですよ。限られた予算の中で、全国がやるわけですから、わが町だけが特化してですね、いただけるってことは決してないと思うのですが、その中でもですね、地域性を独自性っていうもので、今まではですね、一律で交付されているみたいですけど、これからはですね、申請をして国が認めたものが、こうした新型交付金だとかの交付金1つにしても、かなり名称が変わってですね、いくように伺っているわけですが、最初にお伺いしますけども、何ていう交付金で、これらの事業が、遂行されていくのか。今分かっている範囲で教えてください。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（杉本 功君） 今、補正予算にも出ますけど、過疎化交付金っていうのがあります。そのあと、28年度以降で、新型交付金という形になるかと思えますけれど、まず過疎化交付金については、今、まだ、国からくれるとかはないですけど、通りあえず補正予算に載っていますように、アンテナショップの関係を上げて、それは、今計画書を国に上げて、まだ国から認められてはいません。ただ、計画書を国の方に今送ってあります。それから、新型交付金については、総合戦略に載っているものの中から、先駆性とか自立性、それから連携ですか。そういったものが、含まれているものが対象になるということしか、今のところありませんので、その中からそういう対象になるものを選んで、これから計画を作って、国に上げた中で国から認められれば、交付金がもらえるというので、今の段階では、分からないという答弁しかありません。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） これ本当に、安部政権が鳴り物入りで、大臣まで作ってですね、地方を活性化するというので、地方創生というふうに盛んに言われているんですけど、実際はですね、こういう地方にわれわれの町へ来ると、どれが、交付対象になっているか、未だに分からない。そしてなおかつですね、これからの新型交付金っていうのは、さらに、計画作らなきゃならないですよ。地域再生法っていうのが、この地域再生法に基づく計画を作りなさいと。その計画を作ったならば、新型交付金をこれまた国、今度はね、すごいですね。首相ですよ、総理大臣に提出し、認可認定を受けることが条件になると。これまるっきり、

地方を自主的にというのではなくてね、上から、トップダウンでやっている方向ではないかと思うのですよ。国のやり方っていうのは、そうじゃないでしょうか。こういうものを作ったら、事業すべてが交付金で賄われている、少しは、われわれの財政的にも安心できるかなと思ったけども、1つ1つ見ますとまだこれがどういう交付金に該当するかも分からない、今も申請して、国が許可をしなきゃならないという問題も残っております。そしてもう1つね、ちょっと確認したいのですけども、検証ですよ、事業の検証、これよく言われるP D C Aサイクルっていうの、これはどこで、こういう事業をやった場合の検証をしていくんですか。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（杉本 功君） 検証の関係は、町の総合戦略に関しては、今総合戦略策定会議というのがあります。この来年以降は、策定が終わっていますので、ここの策定会議じゃなくてそこを戦略会議という形の中で、見直していか検証してくという形になるかと思っています。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 増山議員、制度のことについて、私たちの町の中で議論したって、何にも始まらないと思うのですよ。それは、増山議員の団体である方々に、国でちゃんと述べてもらって、私たちの実情はこうだということで訴えていただいて、法改正をしていただく。これの方が早道だと思いますから、ぜひ、そういうような運動をしていただきたいと思います。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 当然です。国の国家予算の、通りましたけどもね、来年度予算。そういった中の委員会等で議論しておりますけどもね。当然、国が言っているように、今、私の言いたいことはですね、国が、地方創生だと言っている割にはですね、わが町へ、要するに地方に来ると、交付金が付くか付かないか分からない。そういう事業を、計画だけ作って終わるのではないかという心配、私は作った以上はですね、1つでも2つでもこの町のためにですね、交付金を活用して事業を進めるという立場で質問をさせていただいております。勘違いするのですよね、作っちゃったら全部が事業できるものだと、そうではないというこ

とをちょっと確認しながらですね、次の問題ですね、じゃあお伺いしますけども、西伊豆版総合戦略策定会議の構成メンバー、いらっしゃいますよね。で、この方が、引き続き、その検証するということによろしいですね。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（杉本 功君） そういう官民、何ですか。そういった、今までと同じ、メンバーは変わるかもしれませんが、そういう国から示されているメンバーで、検証していきたいと思います。

〔「官、民？」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 今、町長含めてですね、15名の方がこの戦略策定会議の構成メンバーになっています。ほとんどっていうか、変わるかもしれないけど、こういうメンバーで、事業を検証し、そして1つ1つ、また、見直すっていうか、新たなる事業計画を作るのか。それは、ちょっとこの流れで分かりませんがね。で、もう1つ伺いたいのはこれからの問題で、平成28年度の予算が国家予算、決まりました。昨日可決したという報道になっています。で、その中で、要するに、地域再生計画の認定を受ける推進交付金のことで、この計画は、いつ作っていくわが町としては予定なのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（杉本 功君） 今の交付金については、何も聞いておりませんので分かりません。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 増山議員、予算が通った時はまだ通ってないしょう？衆議院は通ったけど、参議院は通ってないのでしょう？参議院通りました？

11番（増山 勇君） まだまだ。

町長（藤井武彦君） それ増山議員、それ予算が通ったって言うのですか。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 憲法上はですね、衆議院の優位性というのがありまして、30日に経たないと、経つと成立ですね、成立ですよ。で、現実的にはそういうふうに報道されており

ますし、もう政府は、成立したというふうに、実質動いているのですよ。いろんな意味での、計画や、わが町へ、こういった交付金のですね、計画を作りなさいっていうのは来ているわけですから、それはですね、参議院通ってないからまだだって、それは、原則はそうです。原則はそうですよ、その通りですよ。しかし現実はずっと先々、わが町にも県にも、国からですね。こういう方向でやりますよってことは当然来ているわけですよ。これ予算、国家予算を作る時から来ているはずですよ。それ置いといてですね。

〔発言する人あり〕

11番(増山 勇君) いやいや置いといてください。

議長(堤 和夫君) ちょっと待って、町長待ってください。

11番(増山 勇君) だからそれは認めているじゃないですか。

議長(堤 和夫君) 町長。

町長(藤井武彦君) 増山議員は、そうおっしゃいますけどもね、ただ、私は予算が通ったことに対して、私は疑問を投げかけているのです。そうなるだろうってことは、私も承知しています。まだまだ、30日経っていませんからね、そういう流れで行くってことは、確かだと思えますよ。ですけども、みなさん方も議会議員であります。議会というものをもっと格式あるもの、もっと権限があるところ、そういうふうにみんなでやっていかないと、自分たちで議決、そういう大切さをもっと認識していただきたいと、ふうに思っております。

議長(堤 和夫君) 増山勇君。

11番(増山 勇君) この問題はですね、そんなに議論する問題ではないと思います。先ほど言いましたように、国が言っているような予算枠もあるわけですから、いくら私たちが一生懸命計画作っても、これが、やるにはやはり一般財源を投入して、継続できるかどうかというのを検討しながら、この事業を進めなきゃならないということ、ではないかと思えます。ですから、5年間で、こういう戦略ができたから、この問題が解決するか言ったら決してそうではないというふうに考えます。さらなる、やはり検討を加えていくことが必要だと思えます。それで次に移ります。

議長(堤 和夫君) 質問中ですが、暫時休憩します。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 1時09分

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

町長。

町長（藤井武彦君） 増山議員の新型交付金の対象ですか、それにつきましては、町が契約出したもの、これについて、やはり必要に応じてと言ったらおかしいんですけども、それは私たちも要望活動、議員の皆さんも一緒になってやっていかないと、他の市町に遅れを取るというような懸念を持っておりますので、私たちはしっかりとした要望活動していくということを最後に答弁したいと思います。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 今のいろんな議論の中で、新型交付金、これ推進交付金って政府が言っているみたいですけども、新型交付金についてはですね、新たに平成、平成じゃなくて、この今年度に、計画を作りなさいと、それ2回に分けて作りなさいという指示が来ているのですよね。これはまた、どういうことを作っていくっていう、どんな手法でやっていくっていうのは、もう明らかになっています。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（杉本 功君） 多分、今の計画というのは地域再生計画だと思いますけど、それについてはまだ何も、どういう計画を作れというのは来ておりません。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） いずれにしろ、本当に、われわれの自治体っていうか、われわれの弱小の自治体ではですね、期待はしているのですけども、現実的には、そういった事業費が付かない場合も多分にあるのではないかと。そういった点で、大変、町長も苦労されると思います。当然、こういった問題については、私たちは国会でも取り上げてですね、もっと使いやすいような事業っていうか、交付金なり、そういった補助金にしるということを言っております。当然、町長会や市長会、そういった県知事会などでも同じような要望が出ておりますので、一緒になってやはり、政府に働きかけたいと思います。

それで、次に移ります。それとその前に、一番、最初に断っておかなきゃならないけども、総合計画作らないのではなくて、作らないと言ってないというのは承知しております。ですからくれぐれも、私のいい方がまずかったと思うので、訂正させていただきます。

で、次に移りますけども、とりわけ、図書館の利用促進事業、先ほどの答弁では、今回の夕陽の中にもありますけども、静岡県子ども読書アドバイザーっていうので、子ども読書アドバイザーの活動で、読み聞かせや紙芝居、本の紹介などをやっておりますというのが載っております。もちろんこれをやっていただきたいですけども、私が思うには、利用促進という意味ではですね、1つは、以前、町長にも質問しましたけども、図書館そのものの開設、開所時間、昼休み1時間休憩ってのはね、これは何とかならないでしょうか。それが第1点です。

それと第2点目はですね、これ昨年行われた町政懇談会の中でも、これ仁科地区ですけども、住民の方から、図書館の移動図書なんかも考えてもらいたいという、議論がありました。それで、その中で総務課長は、検討してみたいと思いますか、できるものかどうかねとまでいわれております。これ検討されたような経過があるでしょうか。その2点をお伺いします。
議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） まず、1点目の昼休みの関係ですが、利用促進の観点から行きますと、昼休みがない方がよいということは思っております。ただ、1時間だけの人員の確保などの問題もありまして、難しい面もございます。ただ、利用促進に繋がるものでありますので、可能性については、引き続き検討はしていきたいというふうに思っております。

続きまして、町政懇談会での移動図書館の関係ですが、こちらの方につきましては、町長の方からも指示を受けておりまして、移動図書館だけでなく、仮設図書館などの検討は、行っておりますけども、現在のところは具体的な計画はございません。

以上です。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 1つ、1時間休みっていうのはね、これ人員のやはり配置が難しいってことだと思います、具体的にはね。ですからこれもボランティアとっては何ですけど

も、臨時職員の採用で、そういったこの解消をするということはですね、本当に検討できないでしょうか。あるいは、あるいはじゃくてそういうことでしか、解消できないですよ。1時間、ちょうど昼休みをね、休んでいるっていう図書館、それが町長は、以前こういうのが西伊豆の特色のある図書館だと言って、これは、ちょっとね、いただけない答弁だと思いますよ。もっと、積極的に利用促進すると言うのであれば、やはり、本当は夜間も開くというくらいにね、もっと開設時間を長くすることは分かるけど、短くして、利用してください言うのはね、これまったく矛盾したやり方だと思うんでね、そういった点、ぜひ再検討していただけないでしょうか。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 今の増山議員もおっしゃった通り、非常に難しい面があります。どのような可能性があるかについては、先ほど申し上げましたけども、検討はしていきたいというふうに考えております。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 私はですね、図書館の問題については、以前からも、一般質問や質疑をさせていただいている中で、だいぶ前になりますけども、図書館利用促進じゃなくて利用審議会なり委員会作ると、教育委員会の中で、ということが1回開かれたように記憶しているんですけど、その後、絶ち切れになってですね、そういった、要するに利用方法や本の購入や今のあり方でいいわという懇談会っていうか審議会を作って、検討するという、以前の教育長はそういう答弁されたですけども。宮崎教育長、そういったことはですね、今ないじゃないかと思うんですけども、どういう状況というふうに、認識されておりますか？

議長（堤 和夫君） 教育長。

教育長（宮崎文秀） 私もすいません、はじめてその話伺いまして、現状はそのような体制を取っておりません。しかしながら、利用者の住民が何を一番望んでいるかということ、開館時間の延長が一番いいのか、それとも、蔵書を増やすのか、借りやすく返しやすいとかどういう体制を望むというのは、やはり、住民の方の一番いい意見を聞かなきゃいけないところがございますので、そこら辺についてはいろいろ情報収集をして参りたいと思います。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番(増山 勇君) ぜひそれはですね、情報収集、アンケート取られるか、意見を図書館に投書してもらおうとか、いろんな方法があるかと思います。まず、そこがやっぱり一番基本だろうと思います。

先ほど言いましたように、町政懇談会でも1人の方ですけども、そういった声が上がっているってことはですね、十分承知されていると思うんでね、そういったこと、具体的な検討を、やはりしていく、いって欲しいなというふうに思います。

それで、次ですけども、生きがいデイサービスの件についてですけども、多く利用されているっていうのは、今答弁いただきました。さらにですね、これ介護保険にも、芹澤さんの質問の中にもありましたように、これから介護予防をしてこうという観点からですね、生きがいデイサービスをもっと充実させることが必要だと、私は思うのですよ。そういった点のですね、民間業者でもっとそういった生きがいデイサービスの事業、もっと、増やそうという方針なり考え方はないでしょうか。それともう1つは、同じように、サロンですね。要するに、地域サロンっていうか、お年寄りが集まってそういったところを作るという、そういったところについては、今後どういうふうに考えているのか、現状で分かる範囲で答弁していただきたいと思いますけども。

議長(堤 和夫君) 健康増進課長。

健康増進課長(白石洋巳君) 先ほどのお話にもありましたように、今後、介護保険料を抑えるためには、介護予防事業のより一層の充実が必要となってきます。で、この生きがいデイサービスにつきましては、60歳以上の独居または高齢者で家に閉じこもりの方、介護の手前のような方が対象となってやっているわけですけども、実際、今後っていうか、地域包括との相談とか、あと会議の中で、ここら辺受けてもらう事業所、やってくれる事業所がないことには、今現在ですと定員いっぱい、いっぱいぐらいで運営していますので、そこら辺は、今後の課題となってくるとは思っております。で、そのサロンにつきましては、今町内で6か所ですか、開設してまして、これは、地域住民の主体によりまして、ボランティア的な要素を含めてやっております。ここら辺も、今後地域の包括ケアを考えますと、ここら辺もうまく、先ほど言いました事業に乗っけてもっと幅広くやってくることが必要だとは思っております。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） それでですね、いろいろこれから考えていかなきゃならないってことがあるということなのですね。それで、あえてお伺いするのですけども、その3点目のですね、地域包括支援センターのあり方です。これ、近隣の町村見ても、こうした社会福祉協議会に委託をしているのは、わが町だけなのですね。他の、賀茂郡で見ると、ほとんどじゃなくて皆が町の事業としてやっております。松崎もしかりです。そういったことで、本当に、地域包括支援センターっていうのは、この前改めて委員会ありまして、この計画書いただいたんですけど、本当に、さまざまな事業をこなしていらっしゃいます。それで最低の、3人の職員で、職員っていうか社会福祉協議会の職員ですけども、やっているのですよ。もうこれじゃ手いっぱい、とてもじゃないけども、これから高齢化、わが町として、そうした対策についてですね、まるでなくて、かなり不十分な点があるんじゃないかと、ですから、私ももう一度、町の健康増進課の中に、地域包括支援センターというものを確立して、事業をもっともっと充実するためにも、社会福祉協議会に委託することなく戻したらどうかと、そういう点はいかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） その考えは、今のところありません。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 実に、本当にたくさんの事業をされております。これも最低基準でスタートしているんですね。この人口とかということで。国はこれでいいと言っているのですけども、わが町の高齢化を見ますと、もっともっとそうした高齢化で、介護問題、医療の問題、さまざまな問題抱えている皆さんに対しての相談事や、あるいはその対策を、やはり包括支援センター西伊豆っていうのが受け皿になっているわけですから、そういう点では今、要するに、健康増進課でもあるいは福祉課でもやっているということは、承知しておりますけどもね。一体になってこういった事業を、しっかり受け止めていくっていう必要があると思うのです。ですから、社会福祉協議会に委託するだけではなくて、中身を、町としても検討して、さらなる充実を図るという意味で、例えじゃなくて委託、考えてないって言ったら委託料をもっと上げてあげるとかね。職員をもっと充実するための職員人件費を上げるとい

う、そういうような方向に、持っていくべきだと思うのですよ。どうでしょう。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） この件に関しましては、人の件、そしてまたお金の面、で、社協の方からそういう要望がないということは確かめております。ただ、増山議員、お金出すことは簡単なことなのですよ、あれば。増山議員のポケットから出してくれれば、一番いいのですよ。そういうこともできないでしょうからね。町の金も簡単に出さないということで、いかに、少ない金額で、より効果を上げるか。これを考えております。ですから、社協なら、今委託すれば社協でありますから、社協の言いなりで、お金をこれだけ欲しいと言った時に、それを出していたら町の方がやっていけなくなると。それは、どういう要望が来るか分かりませんが、来た段階で話し合っ、今の段階で、今の金額でやってもらう。また足んなくなればそれは考えなきゃいけない。そういうものを要望があった時点で考えたいというふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 町長よく言われますけどね、当然そうですよ。予算限られていますから、そういった予算の使い道を、どこを重点的に置くかという点に尽きると思うのです。ですから、わが町のような高齢化になっている、もっともっと高齢化が進んでいく町ではですね、これから介護の問題、医療の問題、そういったものが、住民の皆さんに、切実な問題としてのしかかってくるわけですよ。で、そういった点を、こう相談の窓口やあるいはどうしたらいいかということ、今ではですね、民間のそういった事業者に、相談することや、いろんなさまざまな方法ありますけどもね、町として、住民に対しての相談事を受ける場所はですね、きちっと、作るべきだと思うのですよ。そういう点は、包括支援センターを取り入れてやるのが、一番いいではないかというふうに思っております。今現況はどうでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 今現在も、高齢者の相談窓口等は包括支援センターないし介護保険係、福祉係の方へと来ております。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番(増山 勇君) この点についてですね、私も以前町長に質問しましたけども、福祉センターの使い道、使い道って使い勝手、もう少しね、住民本位に、改造なりですね、していただきたいと思うのです。というのは相談したいって言ったらどこ行っていいのか、本当に入り口ですね、所で相談されている風景よく見ます。しかし、それぞれが、それぞれの家庭やあるいは、個人のプライバシーに関したことが話し合われているわけですよ。もっと相談室を作るとか、あるいは、この介護福祉、環境福祉課とですね、健康増進課というのは町長、機構改革で変えられましたけれど、まさに、もう一度見直して一体化になってですね、福祉と健康、これらを取り組まないと、わが町では、なかなか一体化の相談なんか、スムーズにいかないではないかと思うのですよ。まず、この前というか以前も言いましたように、せっかく福祉センターがあるんですから、もう少し住民本位な、使い勝手、今、社会福祉協議会が宇久須行きましたよね。あその場所ってというのは、どういうことで、今、活用されているでしょうか。例えばあそこ、ちゃんとした、ちゃんというか、皆さんが気軽に相談できるようなスペースを作るとか、そういったことを考えないでしょうか、いかがでしょうか。

議長(堤 和夫君) 環境福祉課長。

環境福祉課長(鈴木昇生君) 福祉センターの施設については、元の社協の事務所については、町の、特に福祉係の方の相談の際に使っています。必要であれば、包括の方でも使っていただけるようになるのですけれど、基本、包括の方は会議室が空いてれば使ってくれという指示は出しております。どうしてもない場合は、2階の和室がありますので、そこでやってくださいということは、この前、指示させてもらいました。なるべく廊下での相談業務は受けないよということ、指示してあります。

以上です。

議長(堤 和夫君) 増山勇君。

11番(増山 勇君) それぞれ取り組んでおられるのが分かりました。しかし、住民が行って、すぐどこへ行っていいっていうのはあの窓口しかないですよ、一番、最初に。2階行ってくださいとかね、そういうじゃなくて、前からいっている、ワンストップっていうか1か所で全部済むようなシステムというのは、構築を、依然としてされてないと思うんでね、私は、以前から言っている福祉センターそのものの位置、事務所の位置とかですね、

そういった相談のですね、もっと、住民に分かりやすい形のですね、もっと、住民に分かりやすい形での改修なり、そしてまた、もう一つ言いますけども、健康増進課とですね、環境福祉課、これ福祉と健康、そしてそういったものはね、やはり一体化でこの町は取り組んでいるのだということを住民に示さないで、なんか、バラバラと言いませんけども、それぞれが、自分の課の事業として取り組んで、一生懸命やっているのは分かっておりますけども、これから高齢化になってくと、これ今、ですけどもね、いろんな問題が起きると、もう医療や福祉、健康というのは、まさしく一体化としてやっていかなければならないと思うのですよ。そういう意味からも、もう一度ですね、福祉センターの活用、これ内部で検討して、使いやすいように、それも住民にとって、使いやすいように、職員にとって使いやすいのではないですよ。住民にとって使いやすいように、町長つねづね言われているようなことを、ですね、目に見える形での取り組みを取り組んでいただきたいと思います、いかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） その辺は、私も前から指示してあります。福祉と環境ですか。この辺が、私は分けたのは、やはり福祉ですか。そういう予算が大変多くなったと、1課でやるには大変だろうと、そういうことで環境の方へもっていける、そういう事業があれば、そこへと持って行って分散して、一緒にやったらどうかということで分けましたけども、1年前ぐらいから、課長会議等で、一緒になること、それも検討してくれという指示はしておりますけどもね、果たして、それがどういうふうに、一緒になるのか。それも分かりませんが、ただ施設面につきましては、ああいう構造、間取りになっておりますから、増山議員がおっしゃるようなそういう配置ですか、なかなか難しいと思いますけどもね、今の、現状で、あそこで受付があって、あそこで、受付をしていただいて割り振るというような格好しかできないじゃないかなというふうに思っていますけどもね、その辺も考えながらやって、検討しながら今後進めていきたい。ただ、すぐにどうでこうでということも言えませんけども、人員の、いろいろな面、配置ですか。それと職員のそういういろいろな役職等を考えますと、簡単には中々、1つにするってことはできないのは現状であります。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番(増山 勇君) 最後になりますけどもですね、1つは、ちょっと戻りますけども、地域包括支援センター西伊豆ですね、これの、福祉センターのところには看板ってものはないですね。どこにあるのかって、やはりね、全面に出してここにありますがよってというぐらゐの表示はされた方がいいと思うんですけども、そういう点、中に入られると分からないですよ。どこに、地域包括支援センター西伊豆があるのかって。普通、はじめてくる方は分からないですよ。というのは、以前行った町なんかも、もう役場っていうか、そういう施設の玄関に、大きく表示されて分かりやすいようにされております。西伊豆もそういった方向を、ぜひ通っていただきたいと思います。そういったのは、そんなにはね、財源が必要なのではないと思うんでね、それだけでも、まず改善していただきたいなと思います。

議長(堤 和夫君) 健康増進課長。

健康増進課長(白石洋巳君) 今ご指摘がありましたように、確かに、福祉センターの玄関には、包括センター西伊豆の看板は、現在ついておりません。それにつきましては、包括の方と相談しまして検討いたします。

議長(堤 和夫君) 増山勇君。

11番(増山 勇君) じゃあ以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長(堤 和夫君) 11番、増山勇君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開は午後1時です。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(堤 和夫君) 休憩を解いて再開します。

日程第2、議案第2号 西伊豆町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（藤井武彦君） 議案第2号 西伊豆町過疎地域自立促進計画の策定について。

西伊豆町過疎地域自立促進計画を別紙の通り策定することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月1日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（杉本 功君） それでは議案第2号について説明します。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、平成12年に制定され、平成22年の法改正により方期限が平成28年3月末日まで延長され、さらに、平成24年の法改正により、平成33年3月末日まで再延長されました。また、平成26年の法改正では過疎債の対象施設の追加がありまして、一般廃棄物処理施設や火葬場などが対象となりました。過疎債などの財政上の特別措置を活用する場合は、法に基づく、市町村計画を作成することになっております。このため、過疎地域自立促進法、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、西伊豆町過疎地域自立促進計画を策定するものであります。計画期間は平成28年4月1日から、平成33年3月31日までです、の5年間です。

先日の全員協議会で指摘のあった箇所については、お手元に配布した資料の通り計画書案を修正してあります。

あと参考資料として、事業計画を付けてあります。この計画については、今後5年間に考えられる事業をすべて載せてありますが、この計画どおり必ず実施するものではありません。以上簡単ですが、説明を終わります。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、加藤勇君。

4番(加藤 勇君) この計画書ですけども、今後、いわゆる過疎計画でなかったけれども、いや実は過疎使いたいよというような事業が出てきた場合には、どういう対応がありますか。

議長(堤 和夫君) 企画防災課長。

企画防災課長(杉本 功君) まず、一番左の項目の中のところで、その関係項目っていうか、事業名の中に関係するものであれば、軽微の変更ならよろしいと。ただ大きなものについては、この計画を変更しなければならないということであります。

議長(堤 和夫君) 課長、課長。

そういうことじゃなくて、そこに載ってないのが、出てきたどうしますかって。

町長。

町長(藤井武彦君) この計画に入っていないと、もう一度計画を、ここに議会に諮って、議決していただいて、また申請するという格好になって、ですから、どんなことでも、この計画の中に載っけなきゃいけないということで、こまごました、やれるかやれないか分かりませんが、想定されるものは、一応網羅してあるとふうなことで、この計画作ってあります。

議長(堤 和夫君) 他にございませんか。

3番、高橋敬治君。

3番(高橋敬治君) これは、たいしたことではない、数字が間違っているのではないのかということで、質問するわけですけども、参考資料の4ページ、そこに、山下の町営住宅の解体事業、これ総事業費が700万になって、28年800万、予算書は確か800万になっています、多分、この700は間違いだと思うのですけどもいかがでしょうか。

議長(堤 和夫君) 企画防災課長。

企画防災課長(杉本 功君) 概算事業費の見込み、そこは、800万になるのが正しいかと思えます。

〔発言する人あり〕

議長(堤 和夫君) 暫時休憩します。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 1時09分

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

企画防災課長。

企画防災課長（杉本 功君） 今の、100万増えていましたので、5ページの小計に100万を足してもらって、8ページの総計に、またここにも100万を足してください。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

2番、芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 今の資料なのですが、7ページ。

7ページの、このガラスの文化里づくり推進事業で、この28年から30年までは170万ですか、それで31年だけ370万に跳ね上がって、また32年に170万だけど、この31年になんでここ、370万に跳ね上がるのか。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） これは31年にちょっと200万かけて事業を計画していますので、そこの部分だけ、200万円余分に計上してあります。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） どんな事業を計画しているのですか。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） これからやるかどうかは検討してきますけども、ガラス文化の歴史の編集を計画しています。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第2号 西伊豆町過疎地域自立促進計画の策定について、原案の通り決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第2号は、原案の通り可決されました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第3、議案第3号 西伊豆町行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第3号 西伊豆町行政不服審査会条例の制定について。

西伊豆町行政不服審査会条例を別紙の通り制定する。

平成28年3月1日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いします。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） それでは議案第3号を説明させていただきます。

今般、行政不服審査法が、50年ぶりに改正されまして、内容的には不服申し立て人の権利

が大きく保護されることになりました。行政長の処分に関する不服申し立てについて、第三者の立場から採決の妥当性をチェックする第三者機関への諮問手続きが義務付けられました。町では、多くの条例がこれに関連してきます。

はじめに、個々の議案よりも、はじめに資料に説明させていただきたいと思います。お手元に議案第3号、4号、議案25号関連の行政不服審査法の改正について、をご覧ください。お願いいたします。これでございます。

改正前の不服申し立てにつきましては、異議の申し立てと第24号関連、この1ページ目の上段がそうでございますけども、異議の申し立てと審査請求との2通りがありました。審査請求っていうのは国県などの地方機関を有する場合ですので、当町におきましてはこの左側の異議の申し立てが該当しております。これが、今回の改正で、異議の申し立て手続きというのが、全般的に廃止され、審査請求というのに一元化されました。下の方見ていただきますと、審査請求人ということになります。これが、っていうふうな順番で説明させていただきますと、不服申し立てる人が審査請求人という名称に代わりまして、これが、審査長に不服の申し立てをします。

審査長というのは、ここでは町でございます。いわゆる町長と読み替えていただいても結構かと思います。今までで言う、不服の申し立てがありましたら、町長は法律の第9号、今度はそれで審理員を置くというふうに規定がされましたので、ここで、今回の処分に関係のない町の職員を審理員として指名します。指名された審理員は、4番で審理をしまして、こういうことになりましたということで、5番で町長の方へと決裁を出します。町長は、これから次の6番の諮問答申というところで、これを法律の第43条で諮問答申を行いなさいというふうに義務付けられておりますので、これが第三者機関の方へと諮問答申を行います。この第三者機関がここで言うところの西伊豆町行政不服審査ということになります。これも今般の法律改正の81条の中で、第三者機関を置きなさいよということを義務付けられております。

また、その81条の2項の中で、頻度の少ないところについては、この第三者機関を常設としないで事案が発生した時だけ作っていいですよ。1案件に1設定ということで、1つの案件が解決したらまた解散していいですよということが、その81条の同じ中で規定されてあり

ます。今回のうちの方の第3号の議案につきましては、この1件1件の対応ということで考えております。これが、全般的に今回の審査法の改正ということで、今後大きく関わってくるところでございます。

これはもう先ほど言いましたように、審査請求人の権利の拡大というのもございますので、この、4番の審理のところ、審理員が審理するわけですが、ここでも審査請求人の権利の拡大ということで、証拠書類の閲覧とかコピーも、法律上できるようになりました。法律上コピーとかできるようになりましたけども、法律の中で、その代金については、手数料で払いなさいよというのも条例の中で義務付けられております。これが、4号の手数料条例を作ったという根拠になります。これを踏まえまして、それでは、議案第3号の条例の本文をお願いいたします。

先ほど、説明しましたように、当町では、件数が非常に少ないと予想されますので、常設しないで、事件ごとに設置ということを選びました。これが第1条でございます。第2条では、委員を5名以内と規定しまして、第3条では、委員は町長が委嘱することを規定しました。3条の2項以降では委員の義務及び会の運営方法について規定をしております。第6条では、審査会の庶務は、総務課で処理すると規定しております。

附則としまして、この条例は平成28年4月1日より施行するということにしました。

以上で説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

議長（堤 和夫君） 7番、西島繁樹君。

7番（西島繁樹君） 今の説明の中で、第3者機関の審査会のメンバー、の審理の時の審理員のメンバー、これ町長が委嘱するのですが、具体的にはどういう人を選ぶわけですか。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 順番でいきますと審理員のメンバーですけれども、先ほど言いましたように、これは役場の職員です。職員の中から、その案件に関与しないもの、例えば税の不服の問題でしたら、税務課の職員は入れないというふうなことが規定されています、

の第3者機関ですけども、これについては、第3者を入れなさいという文言だけで、特にこういう方というところの示しはないということでございますので、第3者から町長が願いますということになっております。

議長（堤 和夫君） 西島繫樹君。

7番（西島繫樹君） 現実には、町内の人とかあるいは町外から選ぶとか、あり得るのですか。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 現実的には、町外からとかっていうのはないじゃないかと思いますが、まだ、今のところこういう案件もありませんし、今も保護条例とかの委員では町内から選んでおりますので、基本的には、町内かなというふうには思いますが、断定はできません。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第3号 西伊豆町行政不服審査会条例の制定について、原案の通り決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第3号は原案の通り可決されました。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第4、議案第4号 西伊豆町行政不服審査法の規定による、提出資料等の写し等の交付に関わる手数料に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第4号 西伊豆町行政不服審査法の規定による、提出資料等の写し等の交付にかかる手数料に関する条例の制定について。

西伊豆町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付にかかる手数料に関する条例を別紙の通り制定する。

平成28年3月1日提出。

西伊豆町長、藤井武彦。

詳細につきましては、担当課長が申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） それでは議案第4号でございます。

先ほどの第3号と同じく、今般の、行政不服審査法の改正により、この4号を提出するものでございます。先ほど説明させていただきました通り、今回、閲覧と写しが申請人の方へと法律上許されました。その手数料については、法律で手数料を払わなければならないと規定されておりますので、今回この条例を制定いたしました。

条例本文をお願いいたします。

1条から3条までにつきましては、法律に基づいた主旨と手数料を規定しております。第4条では、限度額と申請方法を規定しております。別表を、お願いいたします。最後のページでございます。手数料の額を示しております。この表の金額は、西伊豆町の手数料徴収条例と同額のもの、ということになっております。

附則をお願いいたします。附則といたしましてこの条例は、平成28年4月1日から施行するということにさせていただきました。以上で説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第4号 西伊豆町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に関わる手数料に関する条例の制定について、原案の通り決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第4号は原案の通り可決されました。

議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第5、議案第24号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第24号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙の通り制定する。

平成28年3月1日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

総務課長。

総務課長（高木久尚君） それでは、議案第24号について、ご説明申し上げます。

これも先ほどの改正、行政不服審査法の改正によるものです。

今回、この24号では、9つの条例をまとめて出させていただきました。中身的には先ほどの通り、文言が変わるものや、形式が変わるものをこの法律に則して直したものでございます。

それでは、新旧対照表の1ページをお願いいたします。これは、西伊豆町行政手続条例の改正でございます。

改正された行政不服審査法では、異議の申し立ては廃止となりまして、審査請求に一元されましたので、異議の申し立てを削りました。

19条の（4）では内容は同じですが、表現を分かりやすく、あったことのあるものをあったものに、改正いたしました。

次の2ページをお願いいたします。2ページは、西伊豆町情報公開条例の改正でございます。16条につきましては、開示決定等について、開示決定等または開示請求にかかる不作為についてというふうな、今度の法律で言葉が決められましたので、それに改めて、不服申し立てを審査請求というふうに改めました。

2項及び（審査会への諮問）第16条の2では、審査請求があった場合での審査会への諮問を追加いたしました。

3ページをお願いいたします。3ページの17条につきましては、西伊豆町個人情報保護条例は、内容は変わりませんが、合併した平成17年に、条例第17号というのに変わっておりますので、新しい表記に直させていただきました。

(1)の前条の不服申し立てを、第16条第1項の審査請求に文言を改めました。決定または採決を、法改正では、採決のみということになりましたので、その文言も、改めました。19条では不服申請人を審査請求人に改めました。

4ページをお願いいたします。これにつきましても、西伊豆町の個人情報保護条例の改正でございます。第6章のところですが、24条・第25条となっておりますが、ここは24条ということで、体裁を、今の条例と同じような形で整えさせていただきました。

その下の24条の2ですが、これは審理員による審理手続きの適用除外ということで、行政不服審査法の9条の方で決まっておりますので、その9条の部分ここに追加しました。

25条につきましては、諮問審査会に諮問するまでもない案件について、もう不適法ですよとか、申請していただいたもののやつは、まったくその通りですね、町は全部それを受け入れますよというふうな、単純なものについては、そのまま手続きを踏まなくてもいいよという特例の部分が設けられておりますので、その部分を、25条で追加という形をさせていただきました。

5ページをお願いいたします。5ページの下の方でございますが、西伊豆町承認等の実費弁償に関する条例でございます。これも212条のあとに、その他の法律というのを加えさせていただきました。

(7)の追加ということでございます。6ページをお願いいたします。6ページは、西伊豆町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例でございます。ここも文言の改正でございます。異議の申し立てを審査請求に、今般の法律改正で異議の申し立ては60日以内だったのが、申請者の保護ということで、3か月に延びました。で、これを、60日以内を3か月以内に改正して、異議の申し立て、という言葉、審査請求ということに改正いたしました。

2項では、決定を採決という言葉に変えさせていただきました。

下の段の西伊豆町の土地改良事業分担金徴収条例も、まったく上と同じでございます。文言の改正と60日以内を3か月以内というふうなことで、改正をさせていただきました。

〔発言する人あり〕

総務課長（高木久尚君） はい、変えさせていただきたいと思います。

7ページをお願いいたします。西伊豆町林道開設事業の経費の賦課徴収に関する条例です。これも文言の改正と、60日を3か月に改正をさせていただきたいと思います。

その下の欄の西伊豆町消防団員等公務災害補償条例ですが、これも異議の申し立てを審査請求というふうな名称に改正をさせていただきたいということでございます。

8ページをお願いいたします。8ページは、西伊豆町固定資産評価審査委員会条例でございます。

これも、従来の住所だけだったものを、住所または居所というふうな表現で、または居所を追加させていただきまして、その下に審査の申し出にかかる処分の内容を追加させていただきました。

その下につきましては、行政不服審査法が、前の奴ですと昭和37年の、前の奴の明記がしてありましたので、今回の27年の政令第391号というところの部分に、直したいと思います。

6号で、一番下の6号ですが、審査申出人は、代表者もしくは管理人、総代、または代理人がその資格を失った時には、書面で、その旨を委員会に届け出なければならない、を追加ということでございます。

9ページをお願いいたします。9ページの第6条の2項については、ただし以下を削除いたしました。

新たな方の5項でございますが、5項を追加して、委員会は、審査申出人から反論書の提出があった時には、これを町長に送付しなければならないという法律に基づいた項目を追加ということでございます。

11条ですが、11条では、決定書の作成方法を細かく規定を、法律の方でされておりますので、それに沿いまして（1）の主文から（4）までの理由までを追加ということで、挙げさせていただきました。

条例文の4ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行する。で、経過措置といたしまして、行政庁の処分、その他の行為または不作為についての不服申し立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分、その他の行

為、または、この条例の施行前にされた申請にかかる行政庁の不作为にかかるものについては、なお従前の例によるということでございます。

以上で説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第24号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について、原案の通り決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第24号は、原案の通り可決されました。

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第6、議案第5号 西伊豆町教育委員会教育長給与等に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議長（堤 和夫君） 町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第5号 西伊豆町教育委員会教育長、給与等に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町教育委員会教育長給与等に関する条例の特例に関する条例（平成26年西伊豆町条例第10号）の一部を別紙の通り改正する。

平成28年3月1日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては、担当課長がご説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） それでは議案第5号について説明させていただきます。

新旧対照表2ページ、最後のページをお願いいたします。今回のこの改正につきましては、人事院勧告によるものでございます。人事院勧告では、特別手当、期末手当にかかるものについて、0.1か月分の増額というのが、勧告で示されました。それに基づきまして、教育長の期末手当に関する特例を今回変えさせていただきたいものであります。

新旧対照表ですが、今まで、教育長のところに100分の197.5を、100分の202.5に。で、12月10日の支給の部分で100分の222.5を100分の217.5に改正したいものです。これの中身につきましては、今年27年度分については、12月に0.1、要は100分の10を加算しなさいよと。で、28年4月1日以降のものにつきましては、6月に支給の分と12月の支給の分に、その100分の10をそれぞれ100分の5に、均等にして2回に分けなさい、というふうな勧告でございますので、今回、こういうふうな改正ということになりました。

本文の方をお願いいたします。第1条では、平成27年度分の改正でございます。12月分に100分の10を加えるというものでございます。

で、第2条では、先ほどの平成27年度からの改正ということで、100分の10を6月と12月に100分の5ずつ増やすということが、第2条でございます。

で、附則としましてこの条例は附則の日から施行する。ただし第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

で、2といたしまして、第1条の規定による改正後の西伊豆町教育委員会教育長給与等に関する条例の特例に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用するというものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、山田昭男君。

5番（山田昭男君） 本条例の改正によって、支出の増減はどのようになるのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 今回の0.1で、おおむね6万円、増えるということでございます。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

5番、山田昭男君。

5番（山田昭男君） 本議案に、反対の立場です。宮崎教育長はですね、県から派遣され、真摯に職務に取り組む姿勢に、感銘を受けている1人ですが、厳しい財政状況の中で、6万円の増減と言うことでも、支出が増えることになります。よって、本議案に反対させていただきます。

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

8番、星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） この議案は、あくまでも教育長の給与に関する条例ということですが

れども、本来であれば、宮崎教育長は、県の職員として、県で勤務されているはずでございますが、町長のたつての要望で、川勝県知事のお声かけをいただいて、こちらの西伊豆町に来ていただいております。当然、県の方は人事院の勧告にしたがって、給与を上げるでしょうから、わざわざ、この西伊豆までお越しいただいた方をそういったことで不利益を被るようなことは、私は西伊豆町民としては、したくないということと、お越しになってからZ会、そして国際教育という観点から28年度は5名の外国人を連れて、そしてその方々のお買い物とか、駅まで送っていくということを個人が行っているということを聞きますので、やはりその努力に報いるためには、この議案を賛成する、その立場でございます。

議長（堤 和夫君） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第5号 西伊豆町教育委員会教育長給与等に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、原案の通り決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手多数です。

よって、議案第5号は原案の通り可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時52分

議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

日程第7、議案第6号 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第6号 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町職員の給与に関する条例（平成17年西伊豆町条例第44号）の一部を別紙の通り改正する。

平成28年3月1日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） それでは、議案第6号についてご説明させていただきます。

議案第6号につきましては、人事院勧告に基づくものの改正でございます。

今般給料表を変えらるということでございます。

若年層は2,500円程度から上がりますけども、2級を境に、あとはマイナスということになります。で、期末勤勉手当につきましては、今年度につきましては、0.1か月分を12月のボーナス分として引き上げる。で、28年度以降につきましては、その0.1か月分、100分の10を6月と12月にそれぞれ100分の5ずつ振り分けて、上げるということでございます。で、これが人事院勧告の骨子でございます。その他に、今回、この改正といたしまして、単身赴任手当の支給の改定も、上げさせていただきました。単身赴任手当の基礎額について、4,000円を引き上げて3万円というふうに、提案させていただきました。

また、単身赴任手当の加算額の限度額についても、基礎額の引き上げを考慮いたしまして、1万2,000円を引き上げて、限度額を7万円ということで、上げさせていただきました。で、

4つ目としまして等級別基準職務表、1級には例えば主事だとかそういう部分のやつを、内容に不足の点があるため、規定の整備を行うための条例改正を、今回行うものでございます。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧いただきたいと思います。

新旧対照表の1ページでございますが、これは勤勉手当でございます。

これは(1のところでは、12月分に100分の10を加算するというところでございます。

その下の改正後の(2)でございますが、これは再任用職員については、100分の5ということですが、当町においては、今年度につきましては、該当者はおりません。

2ページをお願いいたします。

ここににつきましては、級別職務分類表を、等級別基準職務表という名称に変更したいということでございます。で、改めて、別表の3というふうに今回等級別基準職務表を改めたいということでございます。

2ページの下第10条の3でございますけれども、単身手当の額を月額3万円に改め、その限度額を7万円に、改めたいということでございます。

3ページをお願いいたします。15条の8でございますけれども、28年度からは、6月と12月に先ほどの100分の10をそれぞれ100分の5ずつ振り分けて支給するというふうな名前、内容でございます。

5ページをお願いいたします。5ページからは、給料表でございます。5ページが現在使用している表でございます。で、先ほど申しましたように、改定で上がりますのは、1級と2級の、1級は全部、2級が23号給まで、3級が7号給まで、この部分が上がるということになります。で、他は全部下がるということになります。

それでは、16ページをお願いいたします。これが別記3の1、先ほどの級別職務分類表でございます。17ページをお願いいたします。これ、今あるものを等級別基準職務表というものに名称も変えて、中身も変えたいということでございます。内容的には、古い方の表を見ていただきますと、4級にも分かりやすく言いますと園長があります。で、5級にも園長があります。で、よく県なんかでは、指摘されるのは5級と4級と何が違うんだ。同じ園長ということでございますので、今度の新しいものについては、4級にはそのまま普通の園長、5級には困難な業務を行う園長とかということで、4級と5級を明確なものにしたいという

ことで、新たに、職務表を作成させて、今回上程するものでございます。本文の10ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2といたしまして、第1条の規定による改正後の西伊豆町職員の給与に関する条例（以下改正後の条例という）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

号給の切り替えに伴う経過措置といたしまして、切替日の前日から引き続き、同一の給料表の適用を受ける職員で、そのものの受ける給料月額が、同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く）には、平成30年3月31日までの間、給料月額その他、その差額に相当する額を、給料として支給するというふうな減給補償が、今回の人事院勧告には付いております。で、給与の内払いとして読んで、改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による、改正前の西伊豆町職員の給与に関する条例の規定に基づいて、支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いと皆す。規則への委任としまして、第2項に定めるものの他、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。以上で説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 先ほど総務課長から、西伊豆町の場合おおむね下がる方の方が多いというお話なんですけども、人事院の勧告で、公務員の一般職の給与に関しては、月給を0.36パーセント、そしてボーナス、要は期末勤勉手当を0.1か月引き上げるということで、勧告が出て、それに沿って、今年の1月20日に、国会を通過したという新聞報道がなされているんですけども、なぜ、上がると政府が言うのに、実際、現場では下がるのか。その辺の違いってというのはわかりますか。それともし、この人事院勧告に従わなかった場合のペナルティ的なものってというのは、どういったものがあるのかお願いします。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 人事院勧告の中身に、つきまして詳しく見てみますと、上がった金額のおおむねは、地域手当の方に国家公務員の場合には、回っております。で、給与法の方に回る額が少ないということで、ございますけれども、多くの部分はその地域手当に入っています。当町の場合には地域手当等の支給はございませんので、給料表に回った分しか反映されないということが、一番の原因かなと、いうふうに考えております。

それと、ペナルティでございますけれども、ペナルティについては、県等から国の方針に従えないなら、交付税について手付けるよって、いうふうなプレッシャーは多分あるものというふうに考えております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） そうするとですね、今の説明どおり行きますと、要は、都市部と地方の格差をこれは広げるものなのかなというふうに思うですけれども、この静岡県内で、そういう地域手当等があって、給与表見直しても、要は、政府の言うように上がりますよというようなところが、どのくらいあるのか。そして、先ほど県の方から交付税の云々というお話がありましたけれども、いろいろ見てみますと、人事院の勧告に、既に国が従ってないという事例が1件、あるわけですけれども、そういう事例があるにも関わらず、そういったことは本当にできるのか。今までやった事例があるのかというのはどうですか。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 静岡県の場合、地域手当を支給しているところについては、県内11か所あります、11団体。これは、おおむね静岡県だとか大きな市でございます。で、今まで、ペナルティを受けたことがあるかということにつきましては、ペナルティを受けた、今まで受けたことはありません。ただ、実例としまして、東北大震災が起きた時に、国家公務員は7パーセントの給与の減を、あの時、実施しております。で、市町につきましては、それに追随してすぐにやったところ、中々やらなかったところ、あるわけですが、うちの当町につきましては、しばらくやってなかった段階で、今みたいなプレッシャーをかけられたということで、その時には、年が変わって1月くらいに、給与を下げたというふうな経験がございます。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番(星野浄晋君) それはですね、あの時、勧告は野田内閣だったみたいなんですけども、それを蹴っ飛ばして7.5パーセントの減の法案を出したら、それが通らなくて、次の年に、いろんな党が、3党ぐらいだと思いますけど出して、それが、その数字でこう通ってきたというふうに、私は記憶をしているんですけども、それはですね、別に勧告ではなくて国の、国会がかってに決めてきたことなので、別にそれをどうこうっていう必要もないのかなというふうに思いますけども。

それと、当然、行政側っていうのは役場のお上から上がってきたものを上程してくる立場にあると思いますけども、議会が否決してしまったら、自分たちがやろうとしたって何もできなんじゃないかというふうに、思いますけども、そういった場合でも、皆さんにおとがめがあるのですか。それともやはり、それは議会の方が否決したんですっていうのは、言えるものなのでしょうか。

議長(堤 和夫君) 総務課長。

総務課長(高木久尚君) おそらくあると思っております。

8番(星野浄晋君) もう1回

議長(堤 和夫君) はい、特別に。

星野浄晋君。

8番(星野浄晋君) 仮に今回、西伊豆町の議会で否決した場合は、皆さんの、大方が下がるということで否決されるかもしれませんが、逆に人事院の勧告で上がると言った時に否決した場合っていうのは、それでも、国県はおとがめがあるのでしょうか。

議長(堤 和夫君) 総務課長。

総務課長(高木久尚君) 正論から言えば、国からのやつを受けるわけですから、おとがめがあるだろうと、いうふうには想定しますが、自分たちの権利を放棄するところの部分では、まだやったことがございませんので、その辺は分かりません。

議長(堤 和夫君) 他にございませんか。

3番、高橋敬治君。

3番(高橋敬治君) 11ページですね、附則の3号、ここに、号給の切り替えに伴う経過措置っていうことで、例えば、今回、2級の途中から4、5、6の人はほとんど下がるとい

う説明がありましたけども、ここで、経過措置があって、平成30年3月31日までの間は、それの分の補てんはしますよという条項があるわけですよ。そうしますと、この適用を受ける人の割合ってのはさっき言ったように、この81名ということでもまずよろしいんでしょうか。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） この表自体の適用、表自体で、今現在でやれば81名ということですよ。で、ここでは減給補償ですので、2年間までは、2年間は今の給料下がっていますけど、今の給料でやりますよということです。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 3年間ありますので、例えば、27年の4月1日以降ですね、昇給が当然あるわけですよ。この3年間、27年、28年、29年。3年間で、この例えば、今下がった人、下がった人が27年の3月31日よりもさらに下がっている、つまり逆に言うところの3年間で1年2年昇給があったんで、もうこの経過措置、外れる人、あるいは3年間適用される人、あるいは、3年経っても27年の3月31日の給料に追い付かない人、この割合を教えてください。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） すいません、そこまで詳しくは、この表の中では調べておりません。調べてない理由の1つとしましては、例えば昇格とか分がございまして、個々の人をどう追えというのは、分かりますけども、全体の中では、昇格が絡んできますので、4号上がってどこに行くのかっていうのをちょっと今の段階では資料として持っておりません、すいません。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 逆に言うと、その資料がないとね。非常にこう判断が難しい、ただ言えることは、少なくとも3年間は、平成27年3月31日、この時点で、もらっている給料より下がらないということは間違いないうことですよ。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 上の方になれば、追っ付かないところは当然出てきます。減給補償ですんで、ここで言うところは、30年の3月31日までの間は今の給料、例えば40万円の人

がこの表でいくと38万円になっていても、40万円くれますよ。で、高橋議員のおっしゃっているのは、38万円の人が定期昇給によって35万円なるのだ、39万円になるだということで、追っ付かない人が出るかということだと思うのですけれども、追っ付かない人も当然出ます。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 追いつかない人も、いるのだと思いますけども、私が言いたいことは3年間少なくとも何人も、27年3月31日以降の給料よりも下がらない。それから、人事院勧告というのは、基本的には毎年あります。そうするとその間に変わってくということがあるのでね、本当は、その数字が知りたかったのですけども、分からないということですから、それで結構です。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

5番、山田昭男君。

5番（山田昭男君） 本条例の改正によって、支出の減になると思うのですけども、増減はどのようになるでしょうか。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 今回の部分につきまして、先ほどの1級とか2級で上がる部分については85万80円、下がる部分につきましては、632万2,470円。で、給与分のトータルですと、547万2,390円が、下がります。ボーナスとして0.1か月分上がる部分につきましては、353万501円上がります。で、この両方の差し引きをいたしますと、おおむね200万、194万1,889円がマイナスというふうな数字的な言葉になります。

〔発言する人あり〕

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

総務課長。

総務課長（高木久尚君） すいません、確認のため。今のやつはこの表での計算上の問題ですが、先ほどらいから説明しておりますように、減給補償という部分がありますので、この部分給料は、下がりますけども、今年の、この表の中だけでは、減給補償の対象ということになります。

〔発言する人あり〕

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

8番、星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 今の説明で、ちょっと分かんなくなっただけですけども、減給補償をするっていうと、この状態では、今の約200万に、減給補償分を足してくと、町の歳出は増えるわけですね。一応確認のために聞きますけども。2万円が全員2万円補てんされるってことはないと思いますけども、人によってはそういうのでカバーされていくわけですから、81人が対象になっていくと考えると、逆に、200万よりも増える額の方が多くなる可能性もあるんじゃないのかなというふうに思うので、もう一度お願いします。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） この表だけでいきますと、おっしゃる通り、減給補償がありますので、最初の上がる方の85万円分は上がる支出が多くなるということになります。それと、ボーナスの0.1か月分、先ほど言った353万円が上がる分ということになります。

議長（堤 和夫君） よろしいですか。

他にございませんか。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時21分

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

質疑を続けます。

質疑ありませんか。

よろしいですか。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

8番、星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 私は、この議案第6号に反対します。

国の言うように、人事院の勧告で、給与月額が0.36パーセント上がる、そしてボーナスが0.1か月分上がるということであるならば、ふるさと納税等西伊豆町、皆さん職員がんばっております。また、それに携わっていない方も、その方がその業務についている間、バックアップをしたりとして、大変、西伊豆町の業者さん、そして町の財政にも寄与しているわけでございますけれども、話を聞きますとだいぶ下がるような話で、30年までは減給補償があるとは言えども、減給補償がなくなったころ、当然、先ほどらい、質問ありますけれども、人事院の勧告が今後2年間のうちに、いろいろあるのかもしれませんが、すでにベースが下がってる状態で、2年が過ぎるわけですから、この方々は本当に一生懸命仕事をしたって、結局うちの給与ベースが、下がっているんだということになるかというふうに思います。

また、この人事院の勧告を、過去をずっと見てみますと、ちょうど私38歳で2000年の大学、卒業生ですけれども、ここはですね、0.12上がって、その次が0.8パーセント、0.08パーセント上がって、その後、ずっと下がり続けているのですね。要は、世代間格差があって、もう引退されたような方々は、いいお給料をいただいておられたかというふうに思いますけれども、本当に役場に入って、一生懸命働いても、何か未来があんまり明るくないようなところに有能な人材が、来てくれるのかということを考えると、その辺はしっかりと当然田舎ですから、地元の企業さんから比べると、役場の人たちは給料が高いというふうに言われるかもしれませんが、有能な方に来ていただくためには、しっかりとした給与の給与表がある程度、先を見越せるような数字でないと、これから、結婚子育てにも大変になるのではないのかなというふうに思いますので、この給与表をいじった職員の給与改定の条例案には反対いたします。

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

3番、高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 私は、今回のこの議案第6号について賛成をいたします。

今回の改正案で、給与制度の総合的見直しにより、俸給表水準の引き下げとなった職員で、

引き下げ後の俸給月額が切替日の前日、今回の場合には平成27年3月31日に受けていた俸給月額に達しない職員に対しては、平成27年4月1日から、平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を支給いたします。実態は少なくとも、この3年間は俸給月額が下がることはありません。私は、民間の上位約1パーセントの大会社との比較による格差是正の人事院勧告、これを財政の厳しい地方自治体にそのまま当てはめることには、基本的には賛成ではありません。しかし、残念ながら現在、まだこれに対する代案を私自身持ち合わせておりませんので、当面は、人事院勧告に沿っての改正はやむを得ないと考え、本案に賛成をいたします。

議長（堤 和夫君） 次に原案に反対者の発言を許します。

11番、増山勇君。

11番（増山 勇君） 議案第6号に反対をいたします。

私、今の説明いろいろ聞いてましてですね、職員の給与そのものが下がっていくということが、これは、人事院勧告が国の方上がるって言っているけど実態はそうじゃないというのがはっきりしていますのでね、職員の給与を下げるという点で、その1点で反対をします。

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

4番、加藤勇君。

4番（加藤 勇君） 私は本議案に賛成をいたします。

西伊豆職員に、この給与の一部改正ですけれども、その根拠を職員の給与の改正につきましては、その根拠を人事院勧告に委ねておりまして、従前よりその勧告に沿った改正がされてきたものと理解をしております。

今回の改正では、期末手当が上がるものの、等級別基準職務表の改正によりまして、給与月額が、減額するという職員に通っては大変不利な改正になっております。しかしながら、国の勧告に沿わない形での行政運営は、交付税の減額に繋がるおそれがあります。多額の交付税措置によって、財政運営を行っている当町には、減額が生じた場合、その影響は、住民の方々に及びます。職員の皆さまは、先輩職員の退職による業務負担の増大や、ふるさと納税額の大幅な伸びと、その努力には、敬意を払うものですが、町運営を考えた時、本議案に賛成するものです。

議長（堤 和夫君） 次に原案に反対者の発言を許します。

6番、山田厚司君。

6番（山田厚司君） 私は、この議案に、反対の立場で討論します。

先ほどから、いろいろな説明がありましたけども、人事院勧告による、説明が、全国の自治体すべてを網羅しているというふうには、決して思いません。ふるさと納税の話もありましたけども、わが町はですね、ふるさと納税においても、全国においても、上位の成績を収めております。こういった時にはですね、素直に評価してやるべきだというふうに考えております。また、職員の地域に与える経済的影響、例えばですね、新規のですね、住宅の着工、こういったものを見ましても、役場の職員、そういった方々のですね、新規に住宅を建ててくれている、そういったものを考えますと、地域に与える経済的な影響は大きなものがあると思います。そういったものを鑑みてですね、今回の下がるというふうなですね、この条例案には反対したいと思います。

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第6号 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、原案の通り決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 以上の通り採決の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対し採決します。

議案第6号 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正条例案については、議長は可決と採決します。

よって、議案第6号は原案の通り可決されました。

議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第8、議案第7号 西伊豆町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第7号 西伊豆町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町職員の旅費に関する条例（平成17年西伊豆町条例第46号）の一部を別紙の通り改正する。

平成28年3月1日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） それでは、議案第7号について、説明させていただきます。

今回の改正、一部改正につきましては、今の旅費の条例でございますと、国内旅行に限定した旅費でございましたので、実情に応じて海外旅行にも対応できるように、改正したいものでございます。また、支度金として、3万円を新設したいものでございます。その他にも、最近では静岡県に出向だとか、そういう職員がおりますので、その都度、移転料と、着後手当等が発生しておりますので、実情に合いました移転料、着後手当等のあるいは扶養親族移転料を設置したいものでございます。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。

まず1番上でございます。

今までは、国内旅行の旅費というふうに規定されておりましたが、普通に、旅費に改定をいたしまして、国内外に対応できるというふうな文言に変えたいものでございます。

2条の第1項内国旅行を削りまして、外国旅行もこれで対応できるというように、したい

ものでございます。で、2号といたしまして、新たに任せられて、県とかに行く場合についての部分を追加させていただきました。で、その4号といたしまして、在勤地の定義を、在勤地と在勤町の所在する市区町村の区域を言うということで、定義を設けさせて、いただきました。

古い方の2条の第2項、3項を削りまして、2ページをお願いいたします。

第3条につきましては、内国旅行を旅行中という言葉に改めさせていただきたい。

6条につきましても、普通旅費を、旅費という名称に改めさせていただきまして、食事料を支給することになっておりましたけれども、食事料は現在も支給しておりませんので、実情に応じまして、食事料は、削るということにしたいと。支度料、移転料、着後手当を加えて支給するというふうな形にしたいということでございます。

支度料等につきましては、別表の中で、あとで金額は示してございますので、別表の中で、説明させていただきます。それでは3ページをお願いいたします。

扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の住所または、居所の移転について、支給するというので、扶養親族がいる場合は、その扶養親族にも、今度は移転料を支払うということでございます。支給の方法については、町長が別に定めるということで、これを詳しく規則等で定めさせていただくということでございます。

3ページの下でございますが、新幹線については今、新幹線の通ってるところはどこでも使えるということになっております。それを新幹線は、片道50キロ以上を越えるものということで、近いところでは新幹線使わなくても、使わせないよということに改めました。50キロと言いますと、静岡以西で、東ですと新横浜以东ということになります。

4ページをお願いいたします。4ページですが、外国等の旅費を新たに設けさせていただきたいと思います。その下ですが、普通旅費を旅費に改定という文言の改定でございます。

5ページをお願いいたします。5ページが、別表の表でございます。一番下に支度料として新たに3万円で、自家用車使用ということで、1キロメートルあたり30円、今の規定ですと自家用車使用については、路線バスの3分の2を支給する、定額の3分の2を支給するというになっておりますが、もう路線バスのもう通っているところ、だいぶ少なくなりましたので、路線バスの基準となるものがだんだん少なくなってきましたので、過去の実績を計算し

てみますと、おおむね近隣を見てましても30円が適当、妥当だろうということで、1キロメートルあたり30円というふうなことで、改正させていただきたいと思います。本文の3ページ目を、お願いいたします。

本文の3ページ目で、ございますが、附則の上に政令指定都市とはということで、政令指定都市の定義をしております。2つ目で下田市、伊豆市及び賀茂郡内の町についての滞在車賃及び日当は支給しない。何にも払いませんよということです。

あと自治研修所等の研修施設を利用しての研修宿泊の場合には、先ほどの表で、1万3,000円となっておりますが、これを半額としますということでございます。

附則としてこの条例は平成28年4月1日から施行するということでございます。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、山田厚司君。

6番（山田厚司君） 支度料のことなんですけど、3万円、これを、3万円と決めている根拠ってというのはどういうふうなところから3万円の金額を積み出しました。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 3万円は近隣のところとか、他のところも参考にいたしましたけども、パスポート代だとか、いろいろカバン代だとかって、最初の時にはかかるだろうということで、一応3万円ということで、今回あげさせていただいております。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第7号 西伊豆町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、原案の通り決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第7号は原案の通り可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時47分

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

日程第9、議案第8号 西伊豆町税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第8号 西伊豆町条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町条例（平成17年西伊豆町条例第53号）の一部を別紙の通り改正する。

平成28年3月1日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（高木君人君） お願いします。

それでは、議案第8号 西伊豆町税条例の一部を改正する条例案について、説明させていただきます。

今回の改正は、国の税制改正により、地方税法が、改正されたことに伴い、納税者の負担軽減を図る、あるいは、滞納の早期段階での計画的な納付を確保するといった観点から、納税者の申請に基づく猶予制度が創設されました。法律で地方公共団体の長が定めるとされた申請手続きなどについて、国からしめされた準則や県の規定に沿って改正をお願いしたいものです。

それではお手元の議案の条文を追いながら、説明させていただきたいと思います。

第8条では、徴収の猶予にかかる町の徴収金の分割納付、または、分割納入の方法ということで、分割納付、あるいは納付機関の延長、納付金額の変更、あるいは町からの通知などについて、規定しております。

続いて、第9条では、徴収の猶予の申請手続きについてということで、必要な事項や添付書類について規定しております。

第10条では、徴収猶予の取り消しということについて規定しております。徴収の猶予を受けたものが、期間内に完納できないと町長が認める時や、期限までに、納付しないとか、あるいは不正な手段により、猶予を受けたということが判明した場合などに、その猶予を取り消すこととしております。

第11条では、職権による換価の猶予の手続きということで規定しております。滞納者に誠実な納付意思がある場合や、やむを得ない事情などがある場合には、換価の猶予をすることができるとしております。また、第3項では、換価の猶予や換価の猶予を延長する場合に、対象者に求めることができる書類等について、規定しております。

第4項、5項では、取り消しの事由について、規定しております。

第12条では、申請による換価の猶予の申請手続きなどについて、規定しております。

第1項では、換価を猶予する時の申請期間を納期限から6か月としております。

第2項、第3項では、この不許可の事由を規定しております。

第4項以降は、第11条と同様申請時の記載事項や添付書類、あるいは訂正があった場合の訂正期限、あるいは取消事項、などが規定されています。

続きまして、附則の部分ですが、この条例の施行日は、平成28年4月1日からとしたいものです。

なお、附則の第2条、第3条につきましては、徴収の猶予、あるいは換価の猶予ともに平成28年4月1日以降に申請されたものについて該当するものとし、4月1日以前のものについては、従前の例によるものとするという規定にしております。

以上で議案の方の説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第8号 西伊豆町税条例の一部を改正する条例案について、原案の通り決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第8号は原案の通り可決されました。

議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第10、議案第9号 西伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第9号 西伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町立幼稚園保育料徴収条例（平成17年西伊豆町条例第81号）の一部を別紙の通り改正する。

平成28年3月1日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては、担当課長が、説明いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） それでは、議案第9号につきましてご説明をさせていただきます。まず、一部改正の主旨ですが、子育て支援の充実につきましては、町の方重点施策にも位置づけられておりまして、子育て世代の負担軽減を図ることを目的とし、あわせて移住定住促進にも繋がることを期待し、町内の幼稚園、保育園、認定子ども園の保育料を無償といたたく、本条例改正案では、幼稚園児の保育料について、西伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正し、無償としたいものでございます。

では、1枚めくっていただきまして、改正条文をご覧いただきたいと思っております。改正内容につきましては、附則に1項を加えるものでありまして、改正条文の通りではありますが、保育料の徴収の特例といたしまして、第3項として第2条の規定に関わらず、町内に住所を有し、かつ町内に居住する園児の保育料は無償とする。

ただし、特別の事情があると、町長が認めるものについては、この限りではないという文言を追加したいものでございます。

最後に、附則といたしまして、平成28年4月1日から施行するとしたいものであります。

簡単ですが、以上で説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） ただし、特別の事情があると町長が認めるものっていうのは、具体的にどういうものか、もし分かれば説明をいただきたいのと、この制度をやりますよということで新聞報道されたから教育委員会に問い合わせがいろいろあると思うのですが、そういうことでこういうのに該当する案件っていうのはありましたでしょうか。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） あくまでも想定されるということで、該当はしないけれども、例えば認める場合なのですが、町内に住所を有している場合、その災害等で、一時的に近隣町に居住しなければならなくなった場合、この場合については認めてもいいではないかというふうに思っています。また、町内に居住はしていますが、DV等で住所変更ができない場合、この場合等も認めたいと。また、家族の疾病、介護、看護のためにやむを得ずこちらに来なければならない、という方も認めてあげたいというふうには思っています。

それから、該当はしているが認めない場合っていうものはですね、例えば、海外からの体験入園なんかで一時的にこちらに来られる方がいます。その場合については、こちらに、該当はさせないようにしたいというふうに考えております。また、里帰り出産ということで、これ広域教育ということで、他の自治体に住んでいて、そちらの方から、保育料の請求が来る場合、その場合については、こちらの方も認めないということにしたい、と考えております。

その他、いろいろはじめてのことですので、いろいろなケースが出てくると思います。その場合には、事前に町長とも協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

問い合わせにつきましては、いろいろ何件か問い合わせは現在のところ来ております。生

計をいつにする方が、こちらには来ずに、お母さんと子どもだけ来られるというような問い合わせもあります。ただ、その方につきましては、いろいろ家族の疾病等の関係もあるようなことも聞いております。

その場合については、診断書等を提出していただいて、確認をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

6番、山田厚司君。

6番（山田厚司君） 町内に住所を有しているということで、国籍の問題とかは別段問わないというふうなことでいいですか。日本国籍を持たない人がもし、万が一あった場合、そういった。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） いろいろなケースがあろうかと思えますけどもね、基本的には、ここに生活の拠点を置く人を、一応考えております。あとのことについては、いろいろ今局長が言ったようなことが、いろいろなものがあると思えますけどもね。その都度、考えていきたいというふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 芹澤さん、いいですか。

2番、芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 私勘違いしているかもしれないけど、じゃあ例えば、これ、私は反対するつもりはないんだけど、悪用されるっていうか、町外から本人だけ住所移してね、全然住所だけ移して、おじちゃんとおばあちゃんとかへ、住所だけ移して、実態はよそに住んでるってことでもこれは可能なわけですよ。そういう場合どうするの。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それは当然受け入れません。

2番（芹澤 孝君） 住所は。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それは、目的が違って無料の幼稚園、保育園、入れるためにあれでしょう、住所移すわけでしょう。それは認められませんよ。それは親が来て、一緒にここへと生活の拠点を構える、それは、最低条件になります。他のいろいろな条件は今、局長と話したように、特例はあるかと思えますけども、基本的には生活の拠点がここにある人、を基本に考えております。

議長（堤 和夫君） 2番、芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） その辺をね、全然なんか厳格にこう書いてないで、大雑把っていうのか、住所があればいいような感じを受けるわけだけど、この辺もうちょっと厳しく要綱なり何なりを決める必要があるのではないか。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） こちら制定にあたりましては、いろんなケースもあるかなとは思ってはいたんですけども、ただ明確に規定することが、現時点では、非常に難しいということがありますので、こちらの方ただし書きをつける中で、内規的に決めていきたいというふうには考えております。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

8番、星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） すいません、先ほどの町長の答弁が、ちょっと引っかかったもので、あえて質問しますけども、受け入れませんと言われましたけども、受け入れますけれども、無償ではありません、ということによろしい訳ですよ。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） その通りです。無償では受け入れません、ごめんなさい。言葉が少なかったです。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第9号 西伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例案について、原案の通り決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第9号は原案の通り可決されました。

議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第11、議案第10号 西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第10号 西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町介護保険条例（平成17年西伊豆町条例第108号）の一部を別紙の通り改正する。

平成28年3月1日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては、担当課長が、説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） それでは議案第10号について、ご説明いたします。

1 ページをお開きください。西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例。

今回の改正理由は、介護給付費の伸び等に伴い、従来の第6期介護保険料、平成27年度から29年度の3か年の保険料基準月額4,800円では、安定した介護保険事業の運営に支障をきたすため、第6期の途中ではありますが、平成28年度、29年度の2か年の介護保険料を保険料基準月額、5,800円に改正したいものです。

なお、この案件につきましては、県と協議済みであり、地域福祉検討協議会へ諮問し、妥当であるむねの答申をいただいております。

新旧対照表の方をお願いいたします。

新旧対照表と、事前に配布しました議案第15資料により、改正箇所を説明いたします。

新旧対照表の改正後案をご覧ください。

第3条、第1項で平成28年度から29年度の2か年分の保険料を、各号に記載する所得区分により、定める額に改正したいものです。

第2項では、そのうちの前項第1号に掲げるものについては、軽減特例において、各年度における額が、3万1,300円と改正したいものです。

議案の第15資料をご覧ください。

新旧対照表の第3条第1項第1号で、介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げるものというのは、資料の所得段階、第1段階の方を指します。で、年間保険料が2万8,800円から3万4,800円に。以降新旧対照表の2号から9号が、資料の第2段階から第9段階に対応しております。で、第5段階が基準額で、年額で、1万2,000円増の6万9,600円、月額で1,000円増の5,800円に改正したいものです。なお、段階は所得により9段階に分かれており、基準額に対し0.5から1.7の割合で増減します。

第1段階のみ軽減特例として、27から29年度の3か年は基準額に対する割合が0.5から0.45に減少しています。

本文の方お願いします。

なお、附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行します。

経過措置としまして、改正後の規定は、平成28年度以降の年度分の保険料から適用し、平成27年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によります。以上で説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、増山勇君。

11番（増山 勇君） 今回のですね、この改正によって、介護保険事業に収入としていくから見込んでいるのですか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長

健康増進課長（白石洋己君） 今回の介護保険料が、4,800円から5,800円に標準基準月額が上がった場合、約4,650万円の増額を見込んでおります。

議長（堤 和夫君） いいですか。

他にございませんか。

2番、芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） これも任期途中、期間途中で上げることになるわけですけど、このじゃあ、皆さん住民の理解を得るってことで、この情報をね、提供するっていうのは、どういうふうにするのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋己君） この議会において、可決をいただきましたら、住民に対しては広報誌やチラシでお知らせをしながら、また、4月以降に各、喜楽会等の会合等ありましたら、そこに出向いて介護予防の充実と一緒に保険料が上がるっていうことを説明する考えでおります。

議長（堤 和夫君）他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

11番、増山勇君。

11番（増山 勇君） 議案第10号に反対をいたします。

今、質疑でもありましたように、総額4,650万という金額、これを、やはり議案9号ではですね、子育ての方で、思い切った施策をやられておりますけども、65歳以上の高齢者に対しては、こういうふうに負担を強いるということは、両方に、やはり手当てをするべきだと思って、私は、県といろいろ協議されていることは聞いておりますけども、しかし住民の生活を守るという町長の姿勢をぜひ貫いていただいて、これ4,650万、一般財源から入れることを求めまして、反対したいと思います。

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

6番、山田厚司君。

6番（山田厚司君） 私は、この議案に賛成の立場で討論します。

介護給付費の伸びの予測、それは、想定外のものでありまして、とても予測できるものではないと、ものにより、その説明はですね、全員協議会でも説明がありました。また先ですね、地域福祉協議会、国民健康保険運営協議会、そして地域包括支援センター等ですね、3つの合同会議の中でも、諮問を受け、やむを得ないと判断され、答申を出したところであります。以上のことを思ってですね、私はこの議案に賛成をいたします。

議長（堤 和夫君） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

8番、星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 議案第10号に賛成をいたします。

ただ、内心としては、私も反対をしたいわけがございますけれども、昨日、一般質問でもさせていただきましたが、本来は、負担は低い方がいいに決まっております。ただ、前回の値上げの時も、町長、言われておりましたけれども、国、県の方から一般財源の法定外繰り入れは認められないという中で、この介護保険事業の会計を回すためには、やむを得ない値

上げなのかなというふうに思います。先ほど、反対討論で、65歳以上に負担がというふうに言いますけれども、全国プールのことから考えれば、40歳以上に負担が来るわけでございまして、65歳以上だけが負担をするわけではなく、今後40歳以上には当然負担がのしかかってくると思います。住民の生活をということで、反対討論で出ておりましたけれども、先ほどから、担当課長からも言うておりますように、予防に力を入れていただき、次の第7期の改定で今、一応1,000円ぐらいまた上げなければいけないのではないかと試算をされている金額を、500円なり400円で納められるような施策を同時に講じていただきながら、今回に限っては1,000円やむなしということで、賛成をしたいと思います。

議長（堤 和夫君） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第10号 西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案について、原案の通り決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手多数です。

よって、議案第10号は原案の通り可決されました。

議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第12、議案第11号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関連法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する経過措置に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第11号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する経過措置に関する条例の一部を改正する条例案について。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する経過措置に関する条例（平成27年西伊豆町条例第6号）の一部を別紙の通り改正する。

平成28年3月1日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては、担当課長が、ご説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） それでは、議案第11号について、ご説明いたします。

1ページをお開きください。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する経過措置に関する条例の一部を改正する条例。

今回の改正理由は、医療、介護、総合確保推進法が平成26年6月から施行されたことに伴い、介護保険法も改正され、平成27年4月から、町が実施する介護予防等の地域支援事業について、保険給付費からの一部移行と、在宅医療、介護、連携等の新たなメニューの実施が加えられましたが、当町では実施するには、準備期間が必要であると考え、一部のメニュー以外は、平成30年4月1日からの実施予定で計画をいたしました。

なお、平成27年4月から本事業を実施しない場合は、実施が困難な旨と猶予期間を条例で定めることになっており、経過措置に関する条例を制定しましたが、今回、賀茂地域広域連携会議において、平成28年度から該当する事業を委託し、広域で実施することに決定したため、事業開始の実施日を改正したいものです。1ページをお開きください。

新旧対照表により、改正箇所をご説明いたします。現行では、第1項第1号において、介

護予防日常生活支援総合事業、これは要支援1、2の介護予防通所介護、介護予防訪問介護の地域支援事業の移行のみ、平成27年4月1日から町長が定める日までは行わず、定める日の翌日から行うものとする、なお、町長が定める日の平成29年3月31日までのいずれかの日で定める、回りくどい言い方でしたが、実施時期は一番伸ばしても、平成29年4月1日からは、実施しなければならないということを言っています。改正後の案の方では、及び第2項第4号に規定する事業、在宅医療介護の連携推進事業をここに加え、改正したいものです。第1項、第2号においては、現行で、第4号から第6号までに規定する事業を、改正後の案では第5号及び第6号に改正したいものです。

本文の方に、お戻りください。なお附則として、この条例は平成28年4月1日から施行いたします。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第11号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関連法律の整備等に関する法律附則14条に規定する経過措置に関する条例の一部を改正する条例案について。

原案の通り決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第11号は原案の通り可決されました。

議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第13、議案第12号 西伊豆町温泉管理条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第12号 西伊豆町温泉管理条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町温泉管理条例（平成17年西伊豆町条例第151号）の一部を別紙の通り改正する。

平成28年3月1日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては、担当課長が、ご説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 企業課長。

企業課長（村松圭吾君） それでは議案第12号について、説明させていただきます。

3枚目の新旧対照表をご覧ください。

左が、現行に記載されております浮島温泉、浮島温泉につきましては、平成27年4月より、堂ヶ島温泉へ源泉供給の変更を行いまして、それに伴い、今年度、補正対応もさせていただきましたが、源泉の閉鎖のための工事、または廃止手続きを行い、県も現地確認をしております。

このため、西伊豆町温泉管理条例の別表第1の加入金及び別表第2の使用料から記載されております、浮島温泉の項を削除するものでございます。

1枚お戻りください。

なお、附則として、この条例は交付の日から施行し、改正後の西伊豆町温泉管理条例の規定は、平成27年4月1日から適用するとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第12号 西伊豆町温泉管理条例の一部を改正する条例案について、原案の通り決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第12号は原案の通り可決されました。

議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第14、議案第13号 平成27年度西伊豆町一般会計補正予算（第7

号)を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(藤井武彦君) 議案第13号 平成27年度西伊豆町一般会計補正予算(第7号)。

平成27年度西伊豆町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億1,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、84億円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表「歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して仕様できる経費は「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年3月1日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては、担当課長が、ご説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長(堤 和夫君) 総務課長。

総務課長(高木久尚君) それでは、議案第13号 一般会計補正予算(第7号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、主には、年度末における事業の生産見込みによる予算額の整理や新たな交付金事業に対応したものでございます。

歳入におきましては、町税、地方交付税、国庫支出金、繰入金、前年度繰越金の増額、事業費確定によります町債の減額などが主なものとなっております。

歳出におきましては、各款において事業の精算見込みによる減額、増額といたしましては情報セキュリティ対策事業、まち、ひと、しごと創生事業、個人番号カード交付事業、年金

生活者等支援臨時福祉給付金事業、緊急地震津波対策交付金返還金、繰上償還金、国保会計への繰出金、基金積立金、人事院勧告による手当の計上が主なものとなっております。

2 ページをお願いいたします。第 1 表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款、項、補正額、計の順に朗読します。

1 款町税、5,836万円、9 億7,307万7,000円。1 項町民税、3,084万円、3 億2,344万1,000円。2 項固定資産税、3,400万円、5 億2,811万5,000円。3 項軽自動車税、18万円の減、1,982万円。4 項町たばこ税、500万円の減、6,200万円。5 項入湯税、130万円の減、3,970万1,000円。

2 款地方譲与税、210万円の減、2,910万1,000円。1 項地方揮発油譲与税、70万円の減、850万円。2 項自動車重量譲与税、140万円の減、2,060万円。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金ともに100万円の減、500万円。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金ともに3,500万円、1 億5,500万円。

8 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金ともに34万9,000円、184万9,000円。

9 款地方交付税、1 項地方交付税ともに2 億1,621万4,000円、23億9,621万4,000円。

11 款分担金及び負担金、61万2,000円の減、3,651万円。2 項負担金61万2,000円の減、3,309万8,000円。

12 款使用料及び手数料、40万2,000円の減、4,813万9,000円。1 項使用料、49万2,000円の減、2,285万1,000円。2 項手数料、9 万円、2,528万8,000円。

13 款国庫支出金、7,430万5,000円、4 億2,723万5,000円。1 項国庫負担金、112万1,000円の減、1 億6,662万5,000円。2 項国庫補助金、7,542万6,000円、2 億5,839万9,000円。

14 款県支出金、311万5,000円、3 億6,329万2,000円。

次のページをお願いいたします。1 項県負担金、188万8,000円。1 億2,397万1,000円。2 項県補助金、21万7,000円、2 億937万6,000円。3 項県委託金、101万円、2,994万5,000円。

15 款財産収入、97万3,000円、1,026万5,000円。2 項財産売払収入、97万3,000円、97万5,000円。

16 款寄附金、1 項寄附金ともに4 万9,000円、11億205万4,000円。

17 款繰入金、1 項繰入金ともに2 億6,574万9,000円、10億9,853万2,000円。

18款繰越金、1項繰越金ともに6,385万3,000円、2億4,768万9,000円。

19款諸収入、1,234万7,000円、6,574万3,000円。1項延滞金加算金及び過料、920万円、1,020万7,000円。5項雑入、314万7,000円、4,953万3,000円。

20款町債、1項町債ともに1,520万円の減、14億2,800万円。

歳入合計、7億1,100万円を増額して、84億円としたいものでございます。

次の4ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款議会費、1項議会費ともに11万8,000円の減、7,015万2,000円。

2款総務費、3,081万2,000円、13億7,940万9,000円。1項総務管理費、2,939万7,000円、12億379万9,000円。2項町税費、73万8,000円の減、8,168万7,000円。3項戸籍住民基本台帳費239万円、7,960万1,000円。4項統計調査費、23万7,000円の減、594万9,000円。

3款民生費、4,565万2,000円、11億1,660万9,000円。1項社会福祉費、6,645万8,000円、6億4,245万5,000円。2項老人福祉費、261万9,000円の減、6,684万8,000円。3項児童福祉費、1,614万5,000円の減、1億5,671万5,000円。4項生涯福祉費204万2,000円の減、2億5,059万1,000円。

4款衛生費、2,448万1,000円の減、5億7,836万3,000円。1項保健衛生費、1,445万3,000円の減、1億5,666万6,000円。2項環境衛生費、259万7,000円の減、2,665万6,000円。3項清掃費、748万4,000円の減、3億8,325万6,000円。4項町営斎場管理費、5万3,000円、1,178万8,000円。

ごめんなさい、4項町営斎場管理費、1,178万5,000円。

5款農林水産業費、627万4,000円の減、3億9,753万5,000円、1項農業費、72万8,000円、3,246万4,000円。2項林業費、188万8,000円、7,626万8,000円。

3款水産業費、889万円の減、2億8,268万3,000円。

6款商工費、1項商工費ともに1,160万9,000円の減、3億4,031万6,000円。

7款土木費、533万円の減、2億6,684万6,000円。1項土木管理費、158万1,000円の減、5,804万6,000円。2項道路橋梁費、133万1,000円の減、1億7,233万4,000円。

次のページをお願いいたします。3項河川費、26万円の減、2,115万円。4項港湾費、22万円の減、126万5,000円。5項住宅費、財源構成によるものでございます。6項建築物地震

対策推進事業費、193万8,000円の減、1,350万8,000円。

8 款消防費、1 項消防費ともに3,452万円、4 億1,719万8,000円。

9 款教育費、828万3,000円の減、3 億9,694万7,000円。1 項教育総務費、38万4,000円、5,499万6,000円。2 項小学校費、179万9,000円の減、4,369万5,000円。3 項中学校費、110万円の減、3,687万9,000円。4 項幼稚園費、14万6,000円、8,302万1,000円。5 項認定子ども園費、183万1,000円の減、6,763万9,000円。6 項社会教育費、173万3,000円の減、4,824万5,000円。7 項保健体育費、235万円の減、6,247万2,000円。

11款公債費、1 項公債費ともに2 億9,411万1,000円、7 億7,233万7,000円。

12款諸支出金、3 億6,200万円、26億3,228万2,000円。2 項基金費、3 億6,200万円、25億1,629万9,000円。

歳出合計、7 億1,100万円を追加して、84億円としたいものでございます。

次の6 ページをお願いいたします。第2 表繰越明許費です。

字句の訂正

総務課長（高木久尚君） はじめに、すいません、訂正をお願いいたします。上から3つ目の2 款総務費、17項まち・ひと・しごと創生事業となっておりますが、17まち・ひと・しごと創生事業は、目の名称でございますので、その上と同じく1 総務管理費に訂正お願いいたします。大変申しわけございません。

総務課長（高木久尚君） これは、ここに明記してあります、8 事業について総額2 億9,171万3,000円を繰越明許とするものでございます。

最上段の、2 款総務費、1 項総務管理費は情報セキュリティ強化を図るもので、情報系と機関係の資料パソコンを完全に分離し、外からのウィルス攻撃などによる情報漏えい等に備えるものの経費、2,422万7,000円。上から3つ目のまち・ひと・しごと創生事業、2,366万5,000円。その下の個人番号カード交付関連事業260万4,000円と、その下の民生費の年金生活者等

支援臨時福祉給付金事業5,671万7,000円につきましては、今回の補正に計上させていただいておりますが、そのまま翌年度に繰り越すものでございます。

7ページをお願いします。地方債補正の第7号でございます。補正額のあるところを朗読いたします。医療機器整備事業780万円の減額で230万円に。安良里漁港水産生産基盤整備事業300万円の減額で、1,450万円に。浜川浜橋架け替えに伴う調査設計業務委託410万円の減額で200万円に。堂ヶ島公園整備事業、これは瀬浜トイレで、ございますが、960万円の減額で1,700万円にしたいものでございます。

これは事業費の精算によるものでございます。それと、新たなものといたしまして、情報セキュリティ強化対策事業、一般補助施設整備等事業に570万円、情報セキュリティ強化対策事業、一般事業に360万円を追加して、最下段計の規定額から1,520万円を減額し、14億2,800万円としたいものでございます。利率償還の方法につきましては、記載の通りであります。

8ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書1、総括、歳入でございます。これにつきましては、先ほど説明いたしました、第1表歳入歳出予算補正の歳入と同様でございますので、省略させていただきます。

次の9ページをお願いいたします。これにつきましても、第1表と同様ですので、省略させていただきます。補正額の財源内訳につきましては、記載の通りでございます。

10ページをお願いいたします。歳入でございます。歳入につきまして、主なものを説明していきます。

1款町税、1項町民税、1目個人の住民税です。現年課税分の普通徴収、特別徴収をそれぞれ500万円、計1,000万円の増額を見込んでおります。2節の滞納繰越分の徴収を260万円見込んでおります。2目の法人現年課税分につきましても、1,800万円の増額を見込みました。次の2項固定資産税につきましても、現年課税分2,500万円、滞納繰越分900万円を見込んでおります。一番下の4項町たばこ税につきましては、500万円の減額を見込んでおります。

11ページをお願いいたします。ここでは、下から2つ目、6款地方消費税交付金は3,500万円の増額を見込んでおります。これは、県からの確定ということでございます。

次の12ページをお願いいたします。一番上の9款地方交付税は、2億1,621万4,000円の増額を見込みました。

次の13ページをお願いいたします。一番上の13款国庫支出金、1項国庫負担金の児童手当負担金773万2,000円の減額は、事業精算によるものでございます。その下の2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、2節社会福祉費補助金の社会補償税番号システム整備補助金の229万9,000円の減額、その下の臨時福祉給付金給付事業費補助金266万円の減額は、事業精算によるものでございます。

その下の年金生活者等支援臨時福祉給付事業費補助金、5,671万7,000円は、新たなもので全額先ほどの繰越明許の財源となるものでございます。

14ページをお願いいたします。13款国庫支出金、2項国庫補助金、6目総務費国庫補助金、1節の総務管理費補助金の下から2つ目、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業補助金の570万円と、地方創生過疎化交付金2,232万1,000円は、新たなものでございまして、先ほどの繰越明許事業のセキュリティ対策、並びにまち・ひと・しごと創生事業の財源となるものでございます。

15ページをお願いいたします。14款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の鳥獣被害防止総合対策交付金188万8,000円は、昨年度までは、西伊豆町イノシシ等鳥獣害対策協議会へ直接支払われていたものですが、今年度から、町に支払われることとなったもので、今回計上したということでございます。その下の、3節漁港施設整備費補助金の減額は、事業費の減額に伴うものでございます。

16ページをお願いいたします。17款繰入金、1項繰入金、8目減債基金繰入金、2億4,000万円は、基金の繰上償還に充当するものでございます。

19款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金には、町税の延滞金を920万円見込みました。その下の5項雑入、2目雑入、5節市町村振興協会納入金、市町職員広域合同研修事業助成金213万7,000円は、台湾とか海士町への視察の補助金でございます。

17ページをお願いいたします。20款の町債につきましては、先ほど町債のところの説明いたしましたので、省略させていただきます。

次の19ページをお願いいたします。歳出でございます。19ページです。2款総務費、1項11目の情報管理費です。13節の委託料の情報セキュリティ強化対策業務1,679万9,000円、8節の備品購入費の情報セキュリティ強化対策事業用端末購入費742万8,000円は、全額繰越明

許となっております。

20ページをお願いいたします。2款の総務費、1項12目地域開発費、14節住宅使用料168万円の減額は、町の職員住宅を使用しているために、減額ということになります。その下の13目まちづくり推進費、11節の減額は、マップの印刷方法の変更による380万円の減額でございます。最下段の17目まち・ひと・しごと創生事業は、補正計上をいたしまして、全額繰越明許するものでございます。

字句の訂正

総務課長（高木久尚君） 21ページをお願いいたします。21ページではまことに申し訳ございませんが、誤字がありましたので訂正をお願いいたします。

総務課長（高木久尚君） 19節負担金補助及び交付金の中小企業、一番下のところですが、中小企業寒露開拓というふうに印刷されていると思いますが、正しくは販路、販売の販に道路の路という字で販路開拓でございますので、申しわけございませんが、訂正をしていただきたいと思っております。

それでは、23ページをお願いいたします。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、28節の国保基盤安定繰出金、1,385万2,000円は、これは、法定繰出金でございます。8目の臨時福祉給付金、給付事業費を266万円減額しております。これは、精算による減額でございます。最下段の9目、年金生活者等支援臨時福祉給付金の5,671万7,000円は、低所得の高齢者向けの給付金制度で、全額繰越明許とするものでございます。

25ページをお願いいたします。25ページです。3款民生費、3項2目児童福祉措置費、児童手当の減額は、これも精算によるものでございます。

28ページをお願いいたします。4款衛生費、3項1目廃棄物処理費、13節の焼却施設機器年次点検業務の770万円の減額は、点検項目の精査によるものでございます。

29ページをお願いいたします。5款の農林水産業費、2項3目漁港建設事業費の13委託料

189万円、15節工事請負費700万円の減額は、入札による請負費の確定によります減額でございます。

31ページをお願いいたします。7款土木費、2項1目道路費、13節委託料120万円と200万円の減額は、実績により減額でございます。

次の32ページをお願いいたします。一番上の19節負担金、県単道路改良等負担金、266万9,000円の増額は、県道伊東西伊豆線改良工事の変更によるもので、宮ヶ原公民館付近の工事費の減額に伴うものが105万円、下菅之沢付近の事業費の増額に伴うもののが372万円の増額で、2か所で266万9,000円の増額となっております。33ページをお願いいたします。

8款の消防費、1項4目防災対策費、23節緊急地震津波対策交付金返還金は、県より事前に基金として預かっておりました交付金を事業実績に基づき、精算して県に返金するものでございます。36ページをお願いいたします。

11款の公債費、1項1目元金、23節元金繰上償還金、2億9,683万2,000円は、比較的利息の高い借入金を繰上償還することにより、支払利息の軽減を図るものでございます。

一番下の、12款諸支出金、2項1目基金積立金です。財政調整基金に3億6,200万円積み立てるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩します。（4：14：44）

休憩 午後 3時54分

再開 午後 4時02分

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

8番、星野浄晋君。

8番(星野浄晋君) まず22ページのところです。先ほど説明の中で字句を訂正しましたが、これは何をされる補助なのかという、すいません中小企業の、販路の。

議長(堤 和夫君) 21?

8番(星野浄晋君) 21ページです。この中小企業の販路開拓の支援事業の補助というのは、実際どういうことをされるのか。そして、美しい伊豆創造センターの負担金が、急に1,000万円来ていますけれども、この年度末に入って、いきなり1,000万という額は大きな補正かなというふうには思いますけれども、何か新しい事業、当然これ首長さんたくさんいらっしゃる中で決められておることだと思えますけれども、その辺の説明をお願いいたします。

次は22ページです。住民基本台帳費の個人番号カードの交付事業、交付金ということで歳出にあるのですが、どこに、交付金をお出しになられるのか、まずとりあえずその2点をお願いします。

議長(堤 和夫君) 観光商工課長。

観光商工課長(松本正人君) まず、21ページの美しい伊豆創造センターの負担金ですが、美しい伊豆創造センターの方で、そこに加入している13市町の方でそれぞれ1,000万円負担金、交付金をもらって、1,000万円を拠出してほしいということで、事業内容としましては、伊豆半島で、この全体でのアンテナショップの事業、それと伊豆半島サイクルフレンドリーエリア事業、あとはビッグデータ分析、お客さんとかそういったのが、来たがの分析とかの、カップグルメ事業、そういったイベントを行いたいというものです。それと同じく中小企業販路開拓支援事業というのは、商工会の方を通じまして、町内の業者さんが、自分たちの商品等、県外に出ているんな販路開拓を行った時に、町の方が商工会を通じてかかった経費の何分の1かを、支援をしたいという事業でございます。

議長(堤 和夫君) 窓口税務課長。

窓口税務課長(高木君人君) 22ページの戸籍住民台帳費の、19の個人番号カードの交付金ということですが、これは、国の方の外郭団体と申し上げてよろしいかと思います。J-LISという、番号カードを一括して作成、統括しております団体の方へ請求が来た分を、支払うということで、向こうからの請求に合わせた金額をこちらで支出いたします。

議長(堤 和夫君) 星野浄晋君。

8番(星野浄晋君) 1点目の美しい伊豆の方ですけども、各市町で、各1,000万ということ
でアンテナショップとか、サイクルなんとかということなのですけども、今年度の補正で、
これいきなり出して、美しい伊豆の方は、今年度中に事業をするのか、別にこれ、事と場合
によっては、来年の新年度予算に組み込んで、28年度事業でやればいいんじゃないのかなと
いうふうに思うんで、その辺もう一度お願いします。

次ですね、商工会を通じてということで、これは各事業所さんが、商工会に申請を出し
て、それによって、町が何パーセントか、何割かっていうことは分かりませんが、応分
の負担をされるということで、その中身っていうのはどのようにして申請を受け付け、また
その何て言うんですかね。販路の拡大っていうのは、何を基準に言われているのかというこ
とを、もう一度お願いします。

で、次の個人番号カードの方なんですけども、J-LISの方にということなのですが
も、そうするとこれ予算で出てくるということは、今まで発行されるであろう数よりも、た
くさんの申し込みがあったんで、J-LISさんの方にこれを出して、カードの発行を、予
定よりも多くということで、請求が来ているんでしょうか。多分、前回のこのマイナンバー
の時に、すでにこの予算はJ-LISさんということのは、あったように記憶をしております
ので、部数が何枚って予定したのが何枚っていう計算になったのかっていうのを、もう一度
お願いします。

議長(堤 和夫君) 企画防災課長。

企画防災課長(杉本 功君) 美しい伊豆の負担金の関係です。これは、地方創生の過疎化
交付金、これをもってやる事業でありまして、西伊豆町、先ほど課長が説明したように1,000
万、美しい伊豆の分は1,000万円国からもらって、それを負担金として美しい伊豆でやると、
で、美しい伊豆は繰り越し、ここのうちの予算も繰り越し明許に入っていますけど、来年度って
いうか29年度以降の事業として、繰り越しした分でその事業を行うということでもあります。

議長(堤 和夫君) 観光商工課長。

観光商工課長(松本正人君) 中小企業の販路開拓の関係ですけど、町が、一旦商工会に出
して商工会が支援するようになりますけど、細かいものは、この予算が通ってから、詳細は
商工会の方と詰めの形になります。

議長（堤 和夫君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（高木君人君） この交付金と言いますのは、その実際に、西伊豆町の方が、番号カードを作った分でどうこうと申し上げますよりは、国の総額の予算がございます。それに対しまして、西伊豆町、全国の人口を分母にしまして、西伊豆町の人口割りで、この交付の金額は国の方から通知が来ておりまして、実際に、西伊豆町での番号カードを作った分の交付金を支払うということではない仕組みになっております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） じゃあすいません、先に、個人番号カードの方から、もう1回質問しますけども、そうするとこれ用のお金っていうのは、1回国から、それなりに、要は今回だったら152万1,000円っていうのは、入って、またわざわざ町から出すのですか。もしそれだとしたら国が直接出してくれてという話に、それ要望すればいいし、逆に、入って来ないけれども、割り当てで金出せて言われているのだったら、そんなふざけた話はあるかっていうことで、言っていただきたいと思いますので、その辺をもう少し詳細に教えていただいて、西伊豆町みたいに、やはりこれだけ高齢化率が高いと、当然カードの発行っていうのは、多分他の市町に比べれば少ないんじゃないのかなというふうに思いますので、町の負担が少ないようにしていただきたいと思いますので、その辺も、一度お願いします。

次に中小企業の方ですけども、詳細が決まってないものに150万円、この時点で補正を組むっていうのはちょっとどうなのかなというふうに思いますけども、その辺は28年の当初予算ではまずかったんですか。

議長（堤 和夫君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（高木君人君） 番号カードにつきます国からのお金というのは、町は、トンネルでございます。国からお金が入ってきたものを、予算措置しまして、この先ほど申し上げましたそのJ-LISというところから請求が来た分に対して、そのまま支払うということで、特に、もう極端な言い方をすれば、その書類、伝票の処理だけでございます。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） まち・ひと・しごと創生事業ですが、実は、当初予算の方にも同じものが計上されています。ただ、この当初予算を作ったあとに、国の方からこういっ

た加速化交付金というのが、今度補正で、出るということが決まったもので、それに合わせて今回補正で計上して、繰り越しをして実際にやるのは28年度からということになりますのでご承知ください。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

11番、増山勇君。

11番（増山 勇君） 第1点は、その、今の議論がありますまち・ひと・しごと創生事業の繰越明許について、説明では、8事業というふうにあったですけども、この、これは6ページにありますけどね、関連しておりますので、14ページの今説明のある地方創生加速化交付金、この金額の決め方っていうかね、どういう形で、この金額が決まっていたのか。そしてまたなおかつこれ関連しておりますので、21ページとか20ページにその事業がありますけれどもね、今美しい伊豆創造センターで中小企業、販路等もその部分だと言われておりますけど、私聞きたいのはこの委託料ということはどうですか。

13節ですか、販売業務、人モノ交流促進事業委託、地域ブランディング推進事業委託。これらはどこに委託して、何をやろうとされているのか。そしてまたこれらが地域創生加速化交付金に認められたからこういうふうにな、予算化され、年度末で、繰越明許しなければならないという仕組みだと思っただけで、まず21ページのこの委託料ですけども、具体的にはどこに委託してこういう、何をやるんですか。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） 一番上の販売業務というのは、アンテナショップの委託になります。で、その下の人モノ交流促進事業と、地域ブランディングは、売る場所みたいな例えば東京の方のあれです、行楽、行幸通りというのがありまして、そこの一部、駅から皇居の方に行く地下道みたいなところですけど、そこの一部なんかを借りて町で店を持って、そこに西伊豆町の業者さんに言って、いろんな地場製品の販売や商品のPR、また町のPR等の業務委託をしてやりたいかと考えております。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（杉本 功君） 交付金がなぜこの金額かということだったんですけど、これにつきましては、まち・ひと・しごとのところの職員手当、これは対象になりません。それ

以外のものは10分の100パーセント対象経費ということでありまして、この金額、いくらですか、2,232万1,000円が、加速化交付金を予定していると。ただ、補正予算に当然載せてないと、計画を上げてまだ確定はしてないですけど、補正予算上げてないと事業ができないということで、この補正予算にあげて繰り越すという形にしてあります。ですから、お金が入ってこない場合は、当然やれない事業になるかと思います。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） そのところがね、よく分からないんですよ。交付金の地方創生加速化交付金とか、名前そういうふうになっているのですが、この、今言った歳入の方で国庫補助として見込んでいるわけでしょう。当然、これ、今説明で入ってこなかった場合、この事業はないと言われるとね、これあまりにもね、何なのって、言って何なのって言い方悪いけどね。

〔発言する人あり〕

11番（増山 勇君） それと、商工観光課長、そのどこに委託するんですか。アンテナショップとかね、人モノ交流促進事業委託、地域ブランディング事業を委託する先はどこなのですか。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） アンテナショップの方は、今現在、契約している株式会社コンタンというところと、引き続きやることを計画しています。それで、他の2業種はまだ案の段階で今、これから細かいことを協議していかなきゃならないもので、まだ決定ではないことでちょっと業者名は出せれません。

議長（堤 和夫君） よろしいですか。

他にございませんか。

11番、増山勇君。

11番（増山 勇君） それでは、順次お聞きしますけども、まず6ページ、繰越明許のところで、やはりどうしても。民生費のですね、年金生活等支援臨時福祉給付金事業、これは、国の補正予算での3万円の支給だというふうに思うのですが、これ、実際支給するのは実施時期はいつというふうに、国の方から示されているのでしょうか。それと、該当人数

ですけども、これから逆算すると1,800人、1,800人じゃないな。

24ページ見ていただければ、交付金で5,400万円、これ3万円で割ると1,800人が該当にあたる予算がもられておりますけども、これはもう当局の方でこの人数というのは、もう試算されてこの金額になっているのですか。

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） まず、最初に人数、実績の方で。

〔発言する人あり〕

環境福祉課長（鈴木昇生君） まず、最初に支給時期ですが、確定ではないものですから、確かな話できないですけど、一応、来年度の次の事業が10月に迫っていますので、それまでには終了したいということを考えています。それで、1,800人という数字はということですけど、実際は1,740、50人だったと思うんですけど、それを見越してちょっと余分に1,800人という数字を出させてもらっています。

以上です。

〔発言する人あり〕

環境福祉課長（鈴木昇生君） 国からの指示は、その10月までに、支払うようにということだったので、それに間に合うようにということです。

以上です。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） よく言われているのはね、参議院選挙前なんですよ、これ。10月だったらもう遅いですよ。

〔発言する人あり〕

11番（増山 勇君） 政府の意図するところ。

議長（堤 和夫君） そんなこと言ってもしょうがない。

11番（増山 勇君） いやいやいや、そうじゃなくてね。そういうふうになると思うのです。これは、国の方から補正予算が通ってですね、そして下りてきたわけですから、確実にそれはですね、支給していただきたいということで、今言った人数の確定というのは非常に、微妙に違うということとはね、ちょっと理解できないですけども、どういうふうにして、その

金額を、算定されているのかっていうか、これは、支給する基準ってのありますから、わが町では何人ぐらいいるというのはこれ、担当課で把握してないとおかしいわけですよ。それ正確にならないんですか。現況何月、要するに4月1日とか、5月1日でこうだというの。

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） 1,740人ほどの数字を把握したですけど、これ以上、もしかして上がるのかという想定で、1,800という数字を出させてもらってあります。それで10月っていうのは、遅くでも10月ということなので、申請があれば順次その事務を進め行く考えています。

以上です。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

8番、星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） まず6ページお願いします。

これ繰越明許なんですけども、堂ヶ島観光施設の改修事業、これ、今ユンボ入ってあそこの階段のところとか、多分壊しているところだと思うんですけども、話を聞くと、ちょっと関係者と話が延びたので、事業が年度内に終わらないので、繰り越しということだろうというふうに思うんですけども、話が延びてはじまったということは、話がついたというふうに見るわけですけども、どういったように話がついたのか。これ心配することはですね、今の議長のお父さんが町長だった頃に、いろいろ一悶着あったというようなことも聞きまして、なかなか解決に至らなかったという経緯がありますので、穏便に話が済めば、それに越したことはないんですけども、今の状態をお願いしたいと思います。

それとですね、32ページ、県の道路の何ですか。県単道路改築等の負担金ということで、宮ヶ原のところは105万円減額ということですけども、あれ確か年度末で1回工事が切れるということは、看板にも書いてあるんですけども、どう考えてもあそこの工事、全然進まないですよ。何か仕事をしているんですけども、本当に今年度仕事しているのかっていうぐらいしか進まないですよ。あれは、本当はどういう状況になっているんですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 前談だけ。堂ヶ島公園ですけども、話がつきまして誓約書をいただい

ております。それで、あそこの外でなくて、室内ですか。入るといふようなことで話がまとまりまして、そういうような格好で、工事を進めていると。相談につきましては担当課長が答弁します。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間 明成君） 32ページの負担金、県単道路改築等負担金でございますが、宮ヶ原地区内において、用地交渉の事業を行っているということでございます。それから新たに宮ヶ原の集落に入る手前に、下菅之沢という大きなカーブがございます。そちらの方も用地交渉に入っていると、で、あとは測量を行っているということでございます。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 宮ヶ原に入ったすぐのところの今、左側を工事していて、その減額かなというふうに思ったんですけども、あれではないでしょうか。もしあれだとすると、あれはいくらの予算をつけて、いくらが執行されているのかっていう、要は、その工事に対する負担が僕は105万じゃないかな、の減額かなというふうに思ったので、もう一度その辺をお願いしたいのと、町長、堂ヶ島の件ですけども、多分当時も中に入るといふお約束で、1回話はまとまったのではないのかなというふうに聞き及んでおりますけれども、今回は、誓約書をいただくということですけども、これで、OKで大丈夫でしょうか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間 明成君） 宮ヶ原の公民館前ですが、当初9,700万の事業計画だそうなんです。現在8,649万円ということで、全体としては、約1,000万程度事業が減額になっております。新たに下菅之沢というところで、3,720万、こちらの方が、事業費としては追加になっているということでございます。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） その誓約書いただいた時も、うちの方の弁護士に相談しました。ところが、法的には割とその拘束力がないという話です。もし、どうしてもやるのであれば、強制撤去ですか、代執行、そういうもので対応しなきゃいけないというふうに言われております。それは、やはり、今まで長い間の懸案事項でありますから、これからはそういう誓約書いただいた経緯がありますので、もし、外でやるようであれば、強い指導ですか。そういうも

のをして何とか、室内でやっていただくというような、私はつもりであります。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） あまり代執行みたいなのは避けた方がいいと、町長も当然、思われていると思いますけれども、今、東京の繁華街でもですね、客引きっていうのは禁止なのでよね。条例として。ですので、やはりその辺もそういう方にも、当然外に出て商売したい気持ちは分かりますけれども、確実に中でお願ひしますということで、誓約書を取って、法的根拠はなくて、町長も希望的に、出ないで欲しいと思っておられると思いますけれども、その辺は随時目を光らせてと言ったら変な話ですけども、気をつけていただければというふうに思います。じゃあその金額は、県の工事でその9,000万の枠の内の8,000万が終わったことってということで、1,000万の内の1割がこの105万の減額ということで見ればよろしいわけですか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） そのとおりでございます。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

3番、高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 16ページ、ちょっと聞き漏らしたかも分かりませんが、減額基金繰入金で2億4,000万入ってしまっていて、これ繰上償還するんだということですけども、どのくらいの利息のものをですね、返してその利息がどのくらい軽減されるのか、これまず1点。それから、もう1つは20ページ、これまちづくり推進費ですね。この中のマップ印刷代が380万円と、かなり減額になっていきますけれども、これ実際に、マップを作ったのか、それとも例えば業者を変えるとかそういうことで減額になったのか。この辺、この2点をお願いします。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） それでは、繰上償還の方でございますけれども、33年までのやつを2本、これで利息が減額される分が2,247万円というふうに、見ております。これは前に借りた部分でございますので、利息が2パーセント強という高いものになっておりますので、返したいということです。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（杉本 功君） これについては、当初、冊子みたいなマップを全地区のマップを作ろうと思いましたが、そうじゃなくて今回変更したのは、地区ごとというか地域ごと、例えば、堂ヶ島なら堂ヶ島というマップをA3判ですか、A3ぐらいの大きさ、A4判かな、どっちかちょっと忘れましたが、そういったマップにして、今回は当然減額しましたから。当初が400何万だったと思いますけど、今回2、30万円でマップを、1枚地区、作って、今後も地区ごと別のマップを作っていくと、そういう形になる、変更しました。

議長（堤 和夫君） 他に。

6番、山田厚司君。

6番（山田厚司君） ちょっと聞き漏らしたもので、っていうか。先ほどからいろいろと質問がありました、20ページ、21ページの関係のところですね。まち・ひと・しごと創生事業のところですね。ここのところで、12節役務費じゃない、使用料及び賃貸料、14節ですね。これで事務所の借上料が計上されていますね。この事務所というのは、どこに借りるっていうふうなことで、計上して。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） 東京の千代田にあります、市町村サテライトオフィス東京というところの、事務所と言っても部屋を1つでなくて、机とあとロッカーみたいなものがある感じだと思っていただければ結構です。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） あともう少し確認させてください。中小企業の販路の開拓っていうことで、商工会と絡めてっていうふうな話だったですけども、そうしますと、いろいろなもののプランディングの推進の事業の委託とか、そういったものが販売業務とかありましたけども、この地元の商工会等とのあれで、中小企業の販路開拓っていうことでいきますと、それは東京の方に行って販路開拓になるわけなんですか、その辺のところ。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） 首都圏の方がメインになるかと思います。

〔発言する人あり〕

観光商工課長（松本正人君） はい。東京に限らず、町外。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

1 番、山本智之君。

1 番（山本智之君） 内容だけちょっと説明していただきたいのですが、20ページのですね、付帯施設管理費の工事請負費ですが、単独で、防犯灯の回収の新設ということで100万円計上されてるんですが、どこでどのような内容なのかということと、28ページのですね、農林水産事業費の中のですね、農業振興費の中の担い手の総合対策事業補助金が75万ですか、増えてるんですが、この辺の内訳とかその内容というのを説明していただければと思います。

議長（堤 和夫君） 町長。

字句の訂正

町長（藤井武彦君） この20ページの防犯灯とありますけども、これを訂正してください、街路灯に。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 今の街路灯のところでございますけども、場所的には、田子のプロムナードのLED化に伴う工事でございます。要は、プロムナードって静銀の前のところの通りです。当初の中では修繕費で通らせていただいておりますので、工事費に移すというような格好で、今回載っけさせていただいたということでございます。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 28ページの農業振興費、担い手育成総合対策事業補助金の75万でございますが、こちらにつきましては、アロエの栽培ということで、新規就農の方の認定を1月に行いまして、新たな補助金として75万円後期分という形を計上させていただいております。

議長（堤 和夫君） 1 番、山本智之君。

1 番（山本智之君） それは、大変いいことだと思うですけども、そうすると来年度の後

期分ってということは、これは、前年度分の後期分ということで、来年度には、また新たに就農手当と言いますか、補助金が出るという解釈でよろしいわけですか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） はい、その通りでございます。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

5番、山田昭男君。

5番（山田昭男君） 3点教えて、説明ということになるのですかね。

まず15ページの2目1節立木のこれ売払収入、97万3,000円はどこの場所のもので、何本くらいでしょうか。

それから2点目は18ページ。4目14節、これ借地料、1,000万円の減額について説明してください。100万円です、訂正します。

あとですね、29ページの3目12節の印刷製本費、430万円の減額についてご説明ください。以上3点です、ごめんなさい。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） まず、29ページの11節印刷製本費の関係ですが、これ最初太陽ポストカードを新しく作ろうかと思いましたが、また在庫が残っていたため、今回は、見送らせていただきました。それで、あとチェンジングカードというのを作成したのですが、県内業者に限らず、どっか安くできるところがないか探して、その業者も見積もりに入れましたらだいぶ安い金額でできました。

以上です。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） それでは立木の売払収入のところでございますが、送電線の保安に伴う伐採の収入でございます。

本数については、ちょっと今把握しておりませんが、東京電力から、うちの方へと支払われるものでございます。

それと、借地料の件でございますが、どこか言いますか27年度に評価替えがありまして、単価的なものの調整ということで、下がった部分がありますので、その部分のトータルし

て、当初予算の中では、1,500万円見込んでありましたけども、実績で1,400万円となりましたので、100万円の減額というふうに今回、計上させていただきました。

議長（堤 和夫君） 山田昭男君。

5番（山田昭男君） あと1点、ちょっともう1回教えてください。15ページのですね、立木ですか。これはどこの場所でしょうか。何か所なのか。

〔発言する人あり〕

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 祢宜ノ畑倉見線がありますけども、その、仁科側から行ってひっくり返ったところ、安良里のちょうどてっぺんって言いますか、旧賀茂との境、旧賀茂側に入ったところというふうに、記憶しております。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

3番、高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 2点ほどお願いします。

18ページ、ここの中職員住宅改修工事、これ当初の予算500数十万だと思んですけども、107万、約108万円減額になっています。これ、耐震の診断、それから耐震補強はされた上でこの金額なのでしょうか。

それから2点目、28ページ。ここに衛生費の中で、焼却施設機器年次点検、これさっき項目を精査したって言っていましたけども、それにしても、770万というのは相当大的な金額ですんで、具体的にはどういう項目を例えば取りやめたのか、あるいは検査の方法変えたのか。この辺、この2点お願いします。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 中職員住宅でございますけれども、これは当初563万円見込んでやつ入札差金でございます。補強はいたしましたけども、診断は、まだやっておらない状況でございます。

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） 処分施設の委託料の減額の件ですけど、主には、二軸破碎機と電気装置の点検の項目を減額しました。これについては、今年度工事を行ったもので整

備したため、点検は必要じゃないんじゃないかということで、その分を減額させてもらいました。

以上です。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 中区の職員住宅ですけども、補強工事はしたけども、診断はしてないっていう、普通で行けば診断をして、それに見合った工事をするっていうのが順番だと思うんですけども、どうしてこういう逆のことになっているのか。その辺お願いします。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（杉本 功君） 改修する時に、工務店さんに診断っていうか、どこを補強すれば耐震性があるかということで、その分だけを補強してくださいということで、その工事に合わせて行っています。それとあと、耐震診断も当然耐震性あるという判断をして、まだ診断はしておりません。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 公共施設ですからね、きちっと書類上でそういうことやったかどうかというのは、残すべきだと思いますので、それは今後、そういうことをやられたら、しっかりと報告をください。

以上です。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 今後は、資格を持った人に計算をしてもらおうというような方向で行きたいと思います。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

11番、増山勇君。

11番（増山 勇君） 15ページと28ページにありますけれども、県の補助金ですね、鳥獣害被害防止総合対策交付金っていうのが今出ましたけども、これは、県の方はですね、新たな制度、交付金を設けて、当初予算なかったのですね。県が新たにこういう鳥獣害被害ということで、こういう交付金が付いたのかってことと、あと支出の方ではですね、当然鳥獣害緊急捕獲活動支援事業ということで、報償費で取られておりますけども、これはどこへ報償金

を、あるいは1頭いっくらっていうのね、引き上がったのかどうか、その辺ちょっと説明していただけますか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） まず、15ページの方ですが、鳥獣害被害対策防止総合対策交付金、こちらの方は、昨年までは賀茂地区の鳥獣害被害防止対策協議会というのがありまして、県の方の費用がその協議会へ直接振り込まれて、協議会から猟友会に支払いがされておりました。県の方が今年度要綱を改定しまして、協議会窓口ではなくて、市町村窓口になってくださいということで、交付の仕方が変わりましたので、当初予算の時には、まだ改定されておりましたので載っておりませんが、年度途中で町に窓口が振られましたので、今回、補正という形で載せていただいております。29ページですかね。28ページから29ページにかけて、捕獲活動の支援事業ということで、188万円、まるまるですけれども、これは町の猟友会さんへ支払われる分になります。

以上です。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 町の方へ交付金で来るってということが分かりましたけれども、これ今、先程質問しましたけれども、その捕獲の1頭いっくらっていう金額が上がったのですか、それとも特別にその緊急ですね、猟友会の皆さんが日にちを決めて、その駆除にかかるということで、今回補正をもらったのか。その点ちょっともう一度お聞きします。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 総数でシカ、イノシシの捕獲にかかる報償金ということで、総数は236頭です。1頭当たり8,000円で計算されたもので、町の方へ県の方から通知が来ております。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

4番、加藤勇君。

4番（加藤 勇君） 1点お聞きします。12ページ、使用料及び手数料のところ町営住宅の使用料が24万3,000円、減額になっているわけですが、これはいわゆる入所されていた方が、退室したというような状況でございましょうか。

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） その通りです。はじめからいなくなった方が1名と、途中で9月頃に出ていった方が1組あります。その減額になります。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4番（加藤 勇君） そうでしたら、あの建物は大変古いって言いましょうか。今後、いわゆるそういう入所したい方があった場合の対応が、どんなふうを考えておられますか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それは、もう前から新しい人は入れないというような方針でやっております。出たらそのまま、できれば出て欲しいと。もし、出てもいいけども、あと住むところがないという方がいたら、町の方で、次のアパート等を斡旋するという事までして、何とかあそこは危険だから、できれば出ていただきたいと。そういう対応を取るからっていうことでお話はしていますけども、中々やはりいろいろな事情あるんでしょう、応じていただけないと。ですから出ていく方を待って、いろいろな対応をしたいというふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4番（加藤 勇君） 参考にお聞きしますが、現在部屋を使っている方って言いましょうか、入室されている方は何家族になりますか。

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） 5世帯になります。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

2番、芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 7ページ。地方債ですけど、この医療機器整備事業と堂ヶ島公園整備事業瀬浜トイレ、これがずいぶん減額幅が大きいですけど、どうしてでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 医療機器につきましては、当初、全部で6基程度の購入を予定していましたが、年度がはじまりまして調整の中で、機器の購入機数が減額となったための今回の減額となっております。

議長（堤 和夫君） それで、公園の方はどなたが答えるですか。

総務課長。

総務課長（高木久尚君） 先ほどもちょっと申したと思うですけども、これは事業費の精算と、あと起債が少なくなった部分と起債の申し入れをしまして、その分での割り当てで足らなかった分との両方でございます。

議長（堤 和夫君） よろしいですか。

他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第13号 平成27年度西伊豆町一般会計補正予算（第7号）を、原案の通り決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第13号は原案の通り可決されました。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

延会宣告

議長（堤 和夫君） 本日はこれで延会いたします。

おつかれさまでした。